
令和4年 第6回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和4年12月5日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和4年12月5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、皆様、改めて、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。4番、樋口隆三議員の発言を許可します。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三です。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、9月期の議会での一般質問では、男性トイレにサンタリーボックスの配備をお願いしておりましたが、きちんと設置をしていただきましたことにお礼を申し上げます。総務課長、ありがとうございました。

特に目立つものではありませんが、必ず感謝されていると思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問させていただきます。タイトルは、かわせみホールの今後の活用方法について質問いたします。

うきは市には、吉井町にある白壁ホールと浮羽町にあるかわせみホールがございます。うきは

市内の公共施設につきましては、うきは市公共施設等総合管理計画により、持続可能な社会の実現に向けてのタイトルのとおり、次のように見解が出されております。ハコモノを中心とした公共施設の集約・複合化等による総量の縮減や民間施設の積極的な活用等をはじめ、全ての公共施設を市単独で整備・運営するのではなく、国・県及び近隣市町村施設との相互利用または共同設置を検討するなど、身の丈に合った行財政対策を講じることにより、将来的な財源不足の解消を図る必要があるとの目的により、今後の公共施設等の最適な配置と管理運営に寄与していくこと。このように述べられております。

さらに、ホールに対する公共施設等総合管理計画の中では、次のように示されております。旧町時代に建設されました白壁ホール及びかわせみホールについては、いずれの施設も老朽化が著しく、大規模な改修が必要となっておりますけれども、本市の人口規模や財政状況等を勘案しますと、類似した2つの施設を今後もこれまでのように維持していくというのは困難な状況であると。よって、これらの施設については行革委員会からも1つの施設に集約するのが適当であり、維持する施設としては白壁ホールが適当であると、そういう答申を受けております。

今後もその答申の趣旨を十分に踏まえた上で関係者との協議を進めますと、このように説明がございました。つまり白壁ホールは残す代わりに、かわせみホールの維持はしないと理解すべきなのかどうか、市長の見解を伺います。

続けて質問させていただきます。

ホールの個別施設計画に示されておりますのは、かわせみホールについての現状把握として、次のようにございます。かわせみホールは、1つに、研修室や和室等がございます。利用者が多いということです。2つに、建物が新耐震基準以前の建築であり、現行法による設計される建物と同程度の耐震性は有しているが、耐震設計ではなく、増改築の際には様々な制限を受けることから、長寿命化には向いていないと。それから3つには、屋根の防水機能の低下やホール系統の空調の劣化が進行しており、ホール機能の縮小または集約化の検討が求められるということがあります。4つには、避難所に指定されているということ。それから5つには、かわせみホール専用の大規模なうきは市所有の駐車場はなく、私有地を借用しているという、以上の5項目が示されております。

要約しますと、1つに、利用者が多く、避難所としても活用されている。ただし、施設としては長寿命化には向いていない。縮小または集約化が望まれると。駐車場は残念ながら個人の所有地である。このようにまとめることができます。

結論としましては、かわせみホールは今のままでは使用すべきではなく、会議室、研修室を備えた、避難所としても200名ぐらいは収容できるような施設に生まれ変わらせるべきだとの方向性を打ち出されていると言っても過言ではございません。特に早急に処置すべきことは、新耐震

基準に合致していないことが非常に懸念される場所です。利用者が多い以上、安心・安全な施設を提供しなければ、絵に描いた餅になってしまいます。既にそういう跡地としての新計画案を策定されていれば、以上の点を解決可能なかわせみホール跡地に対する今後の計画案が用意されているのかどうか、その辺のところをお示ししていただければと思います。

続けて、質問は、今のかわせみホール跡地としての計画案が、もし検討に値する提案がなされた場合には、実施を前提に検討されるのかどうか。

それから、例えば建設された、現在、吉井のほうに設置されましたり色ふるさと館に似たような、そういう施設をかわせみホールの跡地に設置するというような提案がもしあった場合は、どんなふうに見解を示されるのか、市長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、かわせみホールの今後の活用方法について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、かわせみホールは維持しないのかとの御質問でありましたが、かわせみホールのメインホール部につきましては、平成26年の行政改革推進委員会からの「1つの施設に集約するのが適当であり、維持する施設としては文化会館が適当である」との答申を踏まえ、議員御指摘にありますように、うきは市公共施設等総合管理計画では、白壁ホールを予防保全型の維持管理の下、長寿命化を図る施設とし、かわせみホールにつきましては、「設備の不具合等で修理にも多額の費用を要することなどから、集客を伴うホールの利用を中止し、当面はステージ練習等の使用に限定する」として対応させていただいているところでございます。

2点目が、かわせみホールの今後の新計画があるのかという御質問であります。個別施設計画でも「かわせみホールにつきましては設備の老朽化や不具合等で修理に多額の費用を要することから、短期的には現状の維持を図り、ホール機能の中止及び用途変更を検討します。中長期的には文化財関連の展示、収蔵施設への一部転用を含めた活用方法等について、地域関係者との協議に努めます」としており、現状維持を図りながら、今後のホールの在り方について検討しているところでございます。

3点目の今の施設の後に検討に値する提案があれば検討するかの質問と、4点目のかわせみホール撤去後の施設として、現在のり色ふるさと館を縮小した施設としての設置はどうかにつきましては、いずれも関連がございますので、併せて回答させていただきます。

かわせみホールは、文化サークル等の研修室利用のほかにも、避難所や住民健診の会場、また選挙の投票所として利用をしております。かわせみホールの在り方につきましては、うきは市民センターや歴史資料館、うきはアリーナ等の周辺施設を含めたエリアとしてどうするのか、まちづくりのビジョンが必要となりますので、地域の要望や意向を踏まえ、検討してまいりたいと、

このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 今後の計画につきましては、検討中ということがメインとなっているように思います。そういう想定の中で計画されれば、しっかり支援していきたいと思っております。

そこで本題から少々それますがけれども、市の財政状況について、一応一言確認しておきたいと思ってお話しさせていただきますけれども、私は、今年の市議会議員選挙に行われました、それまではうきは市の財政事情を事細かく認識しておりませんでしたので、深く理解をしておりませんでしたけれども、うきは市の平成17年頃の基金残高、貯金は約80億6,000万円で、起債残高——借金は121億1,000万円というふうに聞いております。単純に計算しまして、約40億5,000万円の借金を抱えておったと。

その後、16年後の今年の3月末まででは、基金残高が138億8,000万円と、そして起債残高は約122億円となりました。約16億8,000万円がプラス基金となっております。貯金額が借金額を上回ったということでございます。ただし、簡易水道事業及び下水道事業におきましては、返済すべき市債、借金としては、まだ84億円残っておるということで、しっかりと事業を見守っていきたくと思っております。

とにかく財政改善に対する市長の決意により、目標達成への結果であるということとはもう間違いないわけでありますので、その点は高く評価せねばならないと思っております。と同時に、市職員の皆様の御努力はさることながら、市民の皆様との御協力によるたまものと、そんなふうには解釈できるわけであります。

しかし、一方では財政事情をあまりにも意識し過ぎて、過度の財政縮減がもし行われたとするならば、うきは市の、特に浮羽町における過疎地域持続的発展計画の対策が十分に発揮されない、本来の人口減少にストップがかからないとすれば、取り返しのつかないようなことになってくる、そういう事態を想定しながら考慮していかなければならないんじゃないかと、そんなふうにお思っております。今、まさに手腕が問われております。

さて、先ほどの質問に対する市長の御答弁にありましたように、かわせみホールの取扱いとしていろいろ利活用の仕方は当然あるわけでございますけれども、年間管理維持費用というのは、御存じのように過去5年間の平均の決算では、かわせみホールが約1,945万円ほどかかっております。一方、白壁ホールの費用は1,625万円、こんなふうな数字がはじき出されましたけれども、ホールの維持費用が平均しますと年間約3,570万円を要しているということにもなるわけであります。

もし今の状況が、要するに新たな結論を出さずに今のままで5年間経過しますと、かわせみホールだけで約1億円の費用を費やしてしまうということになります。ホールとして一番重要視

される空調施設の設備修理関係、非常に困難と伺っておりますから、ホールの使用が季節により使用できなければ大きな問題だと思われまます。早急な計画が打ち出されるべきではないかと私は考えております。

かわせみホールの跡地の、例えば撤去した後のホールの活用案として、ちょっとここで私なりに簡単に提示をしてみたいと思っておりますけれども、例えば浮羽町の千足市街地を中心とした人の流れを想定して動線を引いてみてはどうだろうか、こんなふうに思います。

その1つとして、道の駅に設置されましたウキハコには、レンタル用の自転車がございませます。浮羽町を自由に乗り回すことはできておりますけれども、また元の位置に返還しなければなりませんので、これをJRうきは駅に返却場所を備え、JRうきは駅と道の駅の動線をまずは設定しまして、2つとしましては、うきはアリーナから市民センターまで、そしてその延長として城ヶ鼻公園、藤波ダム公園までの動線を引きまして、そしてまた、新町住宅地が新たに鉄筋の住宅地に生まれ変わることを想定しながら、併せて近辺に公園を設置する。その流れでJRうきは駅や千足商店街を通る動線としてかわせみホール、それから市民センターへの流れを浮羽町の再開発の流れとしてつくってはどうかというふうに考えております。

3つ目としましては、民俗資料館は、吉井町にある民俗資料館に集約し、運営していく。現行のかわせみホールのステージは、撤去した後は現在の施設跡に200人前後を収容できるようなステージ付きのホール及び研修室、会議室を備えた施設を設置、併せて余った跡地には子供が利用できるような公園も設置すると。もしくは駐車場も可能な数を確保すると。浮羽町には中心部に安心して子供を遊ばせる公園がございませません。安心・安全で過ごせる公園は、人の豊かな気持ちを持たせる力がございませます。浮羽町中心部から道の駅までの流れをつくり出すという、そういう構想をちょっと練ったわけがございませますけれども、これは例えばの例として提案してありますので、裏づけはないわけがございませますけれども、将来の浮羽町を想像して将来像を描かなければ、人口減少を食い止めることはできないのではないか。方向性としては、このような構想を提案したいと思っております。

こういう構想を1つの例えばの例として示させていただきましたけれども、もしこういうようなことを参考にさせていただけたらいいなと私は1人で思っておりますけれども、その辺のところの市長の見解を示していただければ助かります。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま大きく3点の御質問をいただきました。

1点目がうきは市の財政状況について、議員のほうから触れられました。過去からのうきは市の基金の積立て状況、あるいは起債残高の状況の話がありました。――〔発言取消し〕――

依然としてうきは市は、いわゆる財政力指数が0.37近くから、今、0.38まで微増しては

きているものの、非常に依然として厳しい財政状況であることは、もう間違いないところであり
ます。

それから、私自身、市政を預かる者として、目先だけではなくて、やっぱり10年後、20年
後を見据えて、例えば今、課題になってます上水道の課題であったり、ごみ処理施設の課題であ
ったり、そういう大きな動向を見ながら財政運営を図っているということは御理解をいただきた
いなど、このように思います。

それから2つ目が、非常にかわせみホール、維持管理費が多くかかっているのではないかと
いうようなお話であります。それはしっかり御指摘は承らなくてはいけないと思うんですが、ただ
議員が一番承知されてると思うんですが、地元の御幸地区自治協議会から、かわせみホールの存
続に関する要望が一旦上がって、取り下げられた経緯があります。その中で、地元としてはぜひ
当面、施設を維持して管理してほしいという、そういう強い要望があったということもあります
し、先ほど答弁の中でメインホールのみならず、文化サークル等の研修室利用、あるいは避難所、
あるいは住民健診の会場、あるいは選挙の投票所として、この施設が今、多く使われてる、そ
ういうこともやっぱり考えなくてはいけないのではないかと、このように思っております。

3点目が、もっとかわせみホールの点だけではなくて、いわゆる線、動線という御指摘があ
りました。もちろん線的にも、そして我々はやっぱり面的にこのまちづくりを、周辺と連動した中
で、この地域を面的にどういうふうに持っていくのか、そういうこともしっかり頭に置きながら、
今後の在り方の検討については今、進めさせていただいてるということを御理解いただければと
思います。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員、よろしゅうございますか。

今、3つの質問というふうに私は聞いてましたけど、区切りがちょっと分からなかったん
ですが、今、市長が言うように、3つの質問が合わせて答弁されましたけど、議会規則で、1回目
以後は一問一答ということが決められておりますので、一つ一つの質問でお願いを申し上げたい
と思います。

以上です。どうぞ続けてください。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ——〔発言取消し〕——

今、市長御答弁いただきました、かわせみホールの利用については、いろんな役割がござい
ますので、私が述べたように一概に——のような説明のみだけではなく、たくさんの目的に使
われてる、これは間違いないこととございます。ただ、利用数が白壁ホールとかわせみホール
の利用状況について、今ちょっと確認してみましたら、過去5年間のかわせみホールの利用者
数は15万8,113人、平均1年間にしますと約3万1,620の方が利用しているということに
なっております。一方、白壁ホールのほうは、5年間で利用者数が11万6,704人と、年平

均2万3,340人と。双方比較してもかわせみホールのほうが8,282人、年間としては多く利用されていると。

若干掌握方法が違うところもございますが、つまりかわせみホールのほうが必要性が高いと言っても間違いではないわけでありますので、現実的に見ても、かわせみホールは不要なものとするにはならないわけでありますので、しっかりかわせみホールを役に立てていくためにも、今後のやっぱり将来性を見据えた検討を、計画を求めたいと思います。

かわせみホールの重要性をもう1回確認させていただきますけども、かわせみホールは昭和56年頃でしょうか、建設されて、建設当時から見ますと、言葉では言い表せないほど果たした役割はたくさんあったと思います。町で唯一ホールが設置された公園、公共施設として活用されてきました。文化芸能等を披露する利用施設がなかったために、小・中学校等の体育館や講堂を利用しての開催であったのが、ちゃんとしたホールが設置された施設を使用できるとありまして、喜びもひとしおであったように思います。

このようにたくさんの町民、市民に愛され、親しまれ、利活用されてきましたが、市内にこういうふうに大きな施設が2つ存在するというので、1つに今後絞られていく可能性は高いわけでありますので、このホールの重要性、必要性は高く評価するところでありますけれども、人がより集まらなければ地域の活性化はないと思います。浮羽町は、昨年、過疎地域に指定されて、確実に人口減少が予測されておりました。そういう数値を追いかけております。どうしても御幸校区を中心とした活動が活発化されていくのが自然体としてあるように私は思いますので、しっかりかわせみホールの、今の市長がおっしゃられました役割をもっと活用する場にしていくためには、やはり空調施設とか、そういった一番使用しやすい環境づくりをやっぱり作っていかねばならないわけがございますので、もういっそ私は撤去の方向をしっかりと検討していただいて、そして新しい発想を持った、そんなに大きな建物ではない、本当に必要性、重要性を尊重した施設に生まれ変わらせるべきではないかなと、そんなふうに思うところであります。

かわせみホールの横には、うきは市内で生徒数最大の御幸小学校がございます。道路北側には御幸コミュニティセンター、そして併せて御幸学童保育所がまた併設されました。一番利用しやすい環境が現在のかわせみホールの位置状況にあることは間違いないと判断するべきではないかと思っております。

吉井町、浮羽町、それぞれが地域の特徴を生かしながら発展していくことを、ぜひともそういうふうに念じておるところでございますけども、将来を見据えながらの、一般で言うところの箱物づくりではなく、実用性を重んじた施設としての跡地利用であることを申し上げまして、強く、計画を立てていただきたいなと要望して終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問項目は、ヤングケアラーの実態と理解への推進についてであります。

最近、ヤングケアラーという言葉が耳にするようになりました。厚生労働省によりますと、ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事、家族の世話などを日常的に行っている子供とされております。

具体的には、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引受け、家事や家族の世話、介護などのサポートを行っている18歳未満の子供のことを指しております。慢性的な病気や障害、精神的な問題などのために家族の誰かが長期のサポートや看護、そのケアを支える人手が十分でないときには未成年の子供であっても大人が担うようなケア責任を引受け、家族の世話をする状況が生じてきています。

世界に先駆けて、こうした子供たちに目を向けたのはイギリスであると言われておりますが、日本では子供や若者が家族のケアを担うケースへの認識自体、まだ十分に広まっておられません。しかし、2025年には団塊世代が75歳を迎え、大介護時代が到来すると言われる日本社会で、現状に合うようにケアの体制を変革していくことは喫緊の課題であると言われております。現在は核家族化が一般的になり、交流の在り方が随分と変化してきました。以前のように隣の家に行って新聞を読んだりする光景はありません。それだけ昔は近所付き合いも深く、困ったときは助け合うことが当たり前だったように思いますから、ヤングケアラーの問題もほとんど皆無に等しかったかもしれません。

厚生労働省と文部科学省の合同チームによる調査によりますと、ヤングケアラーに該当すると考えられる子供は、中学生の約5.7%、高校生の4.1%も存在していると言われております。ヤングケアラーへの理解を深めるシンポジウムが兵庫県で行われまして、大阪歯科大学の濱島教授によりますと、ヤングケアラーのお手伝いの域を超えたケアを担うことで、通学や勉強、人間関係、健康面などに与える影響の大きさについて事例を交えて紹介をされております。小・中学生のヤングケアラーの気づきの入り口は先生であるけれども、忙しくて余裕がない実態であったり、また教員の方々の働き方改革にも取り組む必要があるからと言われております。

また、ヤングケアラーがケアの重圧から解放された途端、体調を崩したり、喪失感に見舞われたりするなど、介護ロスのような状態に陥るケースが少なくないとして指摘されております。ケアが終わったからといって、すぐに自分の全てを取り戻せるわけではないとし、元ヤングケアラーを支える視点も欠かせないと言われております。

この問題は、誰もが取り残されることのない社会をつくり上げることの重要性を一人一人がしっかり認識しなければなりませんし、小・中学生に多い不登校生の原因になっている場合もあります。

そこでお尋ねでございますけれども、うきは市における小学校、中学校におけるヤングケアラー

の実態をどう認識し、どのように対応しているのかをお尋ねいたします。

それから、2点目でございますけども、ヤングケアラーの問題点は何なのか。その問題点に対する対策は、うきは市としてはどうしているのかをお尋ねいたします。

それから、3点目でございますけども、ヤングケアラーと称する子供たちに、今後どういう支援の仕方があるのか。支援策についてもお考えがあれば説明をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ヤングケアラーの実態と理解への推進について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、小・中学校におけるヤングケアラーの実態への認識と対応についての御質問であります。ヤングケアラーとは、御指摘のとおり、法律上の定義はありませんが、一般的に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童のことをヤングケアラーと申しております。

ヤングケアラーにつきましては、厚生労働省、文部科学省の福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが令和2年度に全国の要保護児童対策地域協議会に対しアンケート調査を行っております。この調査によりますと、「ヤングケアラー」と思われる児童が1人以上いると回答したのは、923団体中341団体で2,174件となっております。

うきは市では、支援等が必要な児童につきましては、要保護児童対策地域協議会を設置し、学校をはじめ様々な機関と要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援についての協議を行っております。なお、うきは市要保護児童対策地域協議会では、「ヤングケアラー」として令和3年度に3件、令和4年度に5件の把握をしております。いずれの案件も小・中学生等が幼いきょうだいの世話をしているということで、学校と子育て支援係などで見守りや定期訪問を行い、状況把握と適切な対応に努めているところでございます。

2点目が、ヤングケアラーの問題点と対策についての御質問であります。 「ヤングケアラー」は家庭内のことで問題が表に出にくく、また当事者である児童やその家族が「ヤングケアラー」という問題を意識していないこと等により、早期発見することや支援へつなげていくことが難しいところがございます。このことにつきましては、学校や児童相談所、子育て世代包括支援センター等との連携を密にし、現状確認を行った上で保護者に対しての指導、支援を行っております。

3点目が、ヤングケアラーへの支援についての御質問であります。まず、お世話が必要な幼いきょうだいについては、要保護児童として保育所への入所を優先的に行い、小・中学生が兄弟の世話をする時間を減らすように努めております。また病気、障がい等で養育が十分にできない

保護者への対応としましては、例えばホームヘルパーやショートステイなどの利用ができる、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」及び「子育て短期支援事業」の利用を促すことや、障害者手帳の取得をサポートし、障害福祉サービスの利用を促進すること、さらには家庭児童相談員の訪問等の活動による保護者の精神的サポートをすることなどを行っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

うきは市におきましてのヤングケアラーは、現在、小学生3人、中学生2人という把握をされておりますけれども、この把握はどのような方法で把握されたのか、分かる範囲で結構でございます、説明をいただけたら助かります。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所の浦でございます。よろしく申し上げます。

人数の確認につきましては、要保護児童対策地域協議会、それから子育て支援係の家庭児童相談員等がございますので、様々な情報交換の中で確認をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

把握することがやはり一番、基本的にはまず第一にそれが出てくることだと思いますので、逆に言いますと、アンケート調査をやっていただきたいなど、そんなふうに思っております。それは何でかというのはちょっとまた説明を申し上げたいと思いますけれども、実は今年の10月8日付の西日本新聞に掲載されておまして、タイトルは孤立ケアラー世界で支援へという、そういう見出しで新聞掲載になっております。九州初の条例として、内容は、長崎県議会でケアラー支援条例というのが可決されております。内容は、家族など身近な人の介護や看護を無償で担うケアラーの孤立を防ぎ、社会全体で支えることを理念とした条例案としまして全会一致で可決したと説明されております。

また、教育機関には、大人に代わって家事や家族の世話をするヤングケアラーの早期発見などに努めるように求めたとございます。そして、自治体や関係機関、県民の役割を明らかにし、計画的な支援策の実現を目指すとありました。

このようにいち早くヤングケアラーについての分析と問題点や課題を見つけ出し、それに対応しようとする自治体もあるわけでありますので、決して現状に対する取組が早過ぎるということではないと思います。

ヤングケアラーに対する理解を持って、家族や家庭環境の改善に向けた対策、それから支援策

が出されております。先ほどの市長の御答弁ございましたように、うきは市でもヤングケアラーへの支援策が、福祉事務所にヤングケアラーの支援策も資料提供をお願いしてありましたら、9項目にわたって支援策をいただきました。この内容、ちょっと手元には資料配付しておりませんので分かりませんが、この出されました支援策は、ヤングケアラーの御家族の方のいわゆる支援をやっていくという意味で内容はまとめられておりました。

実はその御家族の方の支援をすることで、ヤングケアラー自身の役割を必要以上に求めなくてもできるという方法、それから本当にヤングケアラー本人の支援策、そういった支援策もあるわけであります。

それをちょっと説明させていただきたいと思っておりますけれども、実はこの問題点、課題というのは、さらに対策を導き出す上で、ヤングケアラーがどのぐらいいるかということももちろん基本的に、これは成蹊大学教授の澁谷智子氏が書かれたヤングケアラーの書籍の中に示されている数値として参考にしましたのは、2015年の1月から2月に新潟県の南魚沼市の公立小学校、中学校で実施された調査で、教職員の皆さんにまずはアンケートを取って、そして回答いただいたと。そこから実際のヤングケアラーがどのくらい見込まれるかという、そういう調査をしたことで説明がございましたけれども、1つの提案に市町村所属のスクールソーシャルワーカーと小・中学校の先生が連携して子供のSOSを受け止めていただく中に、解決とまではいかないけれども、解決の糸口が見えてくることもあると。ヤングケアラーの問題は、目をつぶれば何にもない。しかし、現実に家族の状況に対応しなければならない子供たちが必ずいると。そういうことで、子供に対しての直接の支援、そういったのが必要ではないかと、そういうことで、成蹊大学の澁谷智子教授が書かれた中にこういうのがございます。

具体的な支援策としては、1点目に、ヤングケアラー本人がケアしている内容によって、ケアラーに係る影響が家族の状況やケアラー本人のライフステージによって変わってくることに気を配り、少なくとも1年に1回はそういったヤングケアラーの家庭訪問をして、家族やケアラーにさらなる支援を必要としていないか、受けているサポートの何が役に立っていて、何が役に立っていないかを確認していくと。そうした確認を通して、変化していく状況の中でもヤングケアラーの負担を極力減らすように工夫するというのがございます。

それから、2点目としては、ヤングケアラーについての社会の意識を高めていくこと。つまり学齢期の子供や若者、家族、教育関係者、それから福祉の専門職、医療関係者にヤングケアラーという言葉をしっかり認識していただく。ヤングケアラーは何に難しさを感じているのか、どんなサポートが必要なのかを、地域でいかなるサポートを受けられるのかなどを地域として共有していくことであると言われております。

さらに支援で欠かせないのは、学校という場でヤングケアラーに関する意識を高めていくこと、

そして多くのヤングケアラーにとって学校は家庭外の1日での大部分を過ごす場になっているからである。そんなふうに使われております。ただでさえ負担の重い日本の小・中学校の先生の仕事をこれ以上増やすのかと、こういう懸念もあるわけでありませうけれども、これは必ずしも先生が行うものではなく、子供が通う学校という場所と時間を利用して、そこで地域の人や専門家が入ってヤングケアラーに関する知識を広めたり、その支援をしていくというイメージで述べられております。

それで、ケアラー自身への生の声を拾ってる項目が10項目ほどありますけれども、代表的な5項目だけを御紹介して終わりたいと思います。

ケアラー自身のことを私たちという表現でしておりますけれども、私たちが何を必要としているか、私たちがどのような点で他の生徒のようではないのかなど、私たちのことを聞いてほしいと。これはケアラー自身の気持ちです。

それから2点目に、家庭での個人的問題について聞くための時間をつくってほしいと。私たちは恥ずかしくて自分から言えないこともあるんですと。

それから3点目でございますけれども、遅刻をしたときに機械的に罰しないでほしいと。私たちは家族のことを助けていて遅れざるを得ないときがあるんだと。

それから4点目に、柔軟に対応してほしいと。宿題とか課題をするための時間や手助けをもっと与えてほしい。

5点目には、親が大丈夫か確かめる必要があるときには、家に電話をさせてほしいと。自分の家族のことが気になって勉強に身が入らない。それどころか、親の状況を知りたいと、そういうことで電話をさせていただく時間をつくってほしいと。そういうヤングケアラー、子供たちが実際に家族の状況を心配して、時間を取ってほしいと、こういうことを言っておる。

こういうことを配慮していくこともヤングケアラーを支援する支援策と言えるんだということを主張されておりました。

このようにヤングケアラーの問題は非常になかなか大きく目に見えてきませんので分かりづらいところがございますけれども、やはり潜在的にそういう子供たちが必ずいるんだと。非常に悩み苦しんでいる子供たちがいるんだということをまず認識して、行政的に手を差し伸べていく必要があるのではないかなと、そんなふうに使います。ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思っておりますけれども、その辺りの取組について感想があればお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この問題に関しましては、議員の指摘にありますように、まずは現状把握をしっかりすることだろうと思っております。ただ、アンケートという御提言だったんですが、このヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい、そういう構造があ

りますので、単なるアンケートでいいのかどうか、そこも踏まえて、どういうふうにして現状を把握するのか、しっかり検討させていただきたいなと思います。

それから、対応に当たっては御指摘のとおり、福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携してやることが重要だと、このように思っていますので、そういうことでしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

まさしく連携して、1つの機関だけで解決というのではなくて、関連機関がやっぱり一堂に会するときをつくっていく、そういう中で解決に向けて取り組んでいくというのが大きな役割ではないかなというふうに思いますので、ひとつ関連機関との連携をしっかり図っていただきたいなということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

次に、3点目でございますが、消防団の団員加入対策についてでございます。

本件は9月議会の組坂議員の一般質問で取り上げられましたので、質問内容が重なる面もあろうかと思っております。本当に切実な問題でありまして、放置できない課題であるからこそ、今回もこの場で提起をさせていただいておりますことを御理解いただきたいと思っております。

実は私の行政区内には消防団員は3名おります。しかし、後継者が見つからないということで、大きな悩み事として何とかならないものかとの思いで、今回、問題提起させていただいております。私自身、地元では公民館長として活動しておりまして、来年度の消防団員の発掘を区長とともに今、探し回っているという現状でございます。

実は私の行政区には、あと2人、消防団員がおりまして、本来であれば5人になるんですけども、その2人は私の行政区にここ数年前から新築をされて転入された青年でありまして、実は転入前の行政区から消防団員に所属をしていたために、その行政区から転出した、その後も自分の行政区で団員を務めてほしいと、そういう要請をされて仕方なく現在も住んでいるところの行政区ではなくて、以前住んでいた行政区の消防団員として活躍していると、そういうことでございました。

そういう話を聞きまして、現実には厳しいなと、そういう感想でございますけども、実はインターネットに静岡県静岡市の消防団員確保対策、そういったのを見ますと、どんな市町村におきましても消防団員確保というのは同じ悩みであると。違った悩みではなくて、団員にならないという、そういう大きな悩みが共通してあると。したがって、いろんな対策が講じられるべきでありますけれども——失礼しました、ちょっと市長のほう時間が無いということで。

実は、財団法人の消防署関係で、対策をもう提案している内容に次のようなものがありますので、参考にさせていただきたいなと思っておりますのは、全国的に一般的な現在の報酬手当はあま

りにも低額であるということと、消防団活動に対する社会的な評価の1つの形としましても、処遇改善が必要であるということで、実は市長のほうから今年度の施政方針の中に消防団員の処遇改善に取り組むことを述べられてありましたので、実はその紹介内容を御提案いただければお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団加入対策について、消防団員の加入対策としての処遇改善の内容について御質問をいただきました。

かなり丁寧に御説明しようと準備をしていたんですが、時間が少なくなってまいりましたので。今年度、大きく処遇改善をさせていただきました。日額8,000円を基本に、出動時間に応じた出動報酬を新設いたしました。また、出動の際に団員が個人の車を使用して事故等に遭った場合の補償を行うため、保険にも加入をしております。さらに年末夜警やポンプ操法訓練の実施時間の短縮、出初め式のパレード廃止、消防機器や水利に関する日頃の手入れ点検や訓練の参加人員の削減、火災予防期間中の警鐘の廃止、地域団員制度、いわゆるOB団員の導入など、団員の負担軽減のため、様々な処遇改善を行ってまいりました。

今後も、実は九州市長会でも常にこれは話題になりまして、国のほうにもさらなる処遇改善、あるいは財政的な手当について要望させていただいているところでございます。

今後も消防団が地域のために必要な存在であることを広くPRするため、様々な方法で情報発信を行い、家族や地域、会社関係の方の御理解と御協力をお願いするとともに、未来の消防団員である小・中学生にも郷土愛護の精神と消防団の活動を知ってもらう取組を進め、各行政区や自治協議会などにも協力を仰ぎながら団員確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。取組は非常になかなか難しいところがございますけども、どうぞよろしく願いいたします。

時間になりましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。10時15分より再開します。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

次に、6番、佐藤裕宣議員の発言を許可いたします。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤裕宣でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問を行います。

口が悪いので失礼なことも言うかもしれませんが、悪気ありませんので御勘弁いただきたく思います。あらかじめ申し上げておきます。

市長がよく使われる言葉の中に、うきは市は国の交付金を積極的に活用して、地方創生事業に取り組む先進的な自治体というものがあります。〇〇市は子ども・子育て施策に先進的に取り組む自治体という使い方なら分かりますが、国の交付金を積極的に活用して地方創生事業に取り組むことがなぜ先進的なのか、私にはいまいちよく分かりません。

交付金を活用した事業によって、市に活気が生まれ、人口が増加し、国の地方創生事業のお手本となるようならば先進的と言えるのかもしれません。ただ、そうでないならば、国民の税金を浪費するだけで、国の予算を積極的に無駄遣いする先進的なお荷物自治体になってしまいます。そうならないように、言われぬように、私はこれまで一般質問や予算・決算委員会で地方創生事業の中の鏡田屋敷サテライトオフィス、6次産業化支援センターの計画性や先々の見通しについて何度かお尋ねをしてみました。そのいずれも、最終的にはしっかりとやってまいりますとの回答だったかにと思いますが、現在は双方とも指定管理料を支払って指定管理業者に運営を委託しています。その運営の現状、実態と、また行政はそこにどういった形で関わっているのか、まず1点お伺いいたします。

2点目に、鏡田屋敷には浴室、台所、テレワークに必要な設備、6次産業化支援センターには建物に加えて、農産物を加工するための高額な機材、それから、それぞれに毎年支払う指定管理料、今まで幾らの費用を費やしたかお尋ねいたします。それと費用対効果。多額の費用を費やしていると思いますが、それらに見合う住民にもたらす恩恵としてはどのようなものがあるか、併せてお尋ねいたします。

3点目、鏡田屋敷サテライトオフィス事業については、これまで何度も申し上げてきましたが、前副市長よりオフィス環境を整えるための補正予算を組む際、都会の企業の方に二、三週間宿泊をいただいて、風光明媚なうきはの環境の下で本社とテレビ会議等を行いながら仕事をしていただく。また、地元の祭りであるとか行事にも参加していただいて、うきは市の魅力を感じてもらい、将来的なうきは市への移住・定住につなげていきたい、そう御説明いただきました。いささかの懸念はありましたが、その言葉に期待をして、我々議員は予算を承認したのです。しかもそのときは、もう国への事業申請も済んでおりますとのことでございました。駄目だったでは済まされません。それほど先ほど言った国民の血税を無駄遣いしたということになるのではないのでしょうか。

6次産業化支援センターにしてもしかりです。商品にならない規格外の農産物を大量に加工す

ることによって農業者の所得増大を図り、また加工によって開発された商品を全国的に流通させることによって地域産業の振興を図ることが目的だったと思いますが、鏡田屋敷、6次産業化支援センターともに当初の目的どおりの施設運営ができていると思われませんか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、地方創生事業における鏡田屋敷、6次産業化支援センターについて大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、施設の運営状況と指定管理者に対しての行政としての関わりについての御質問でありました。鏡田屋敷につきましては、令和3年度より1期5年の指定管理制度を導入し、株式会社 t s u m u g i へ運営委託をしております。令和3年度の実績としましては、来館者数が3,749人で、前年比135%となっており、徐々に来館者数も回復をしてきている傾向にあります。また、令和3年度決算では、収入が約308万円、支出が約289万円と、約19万円の黒字となっております。詳細な資料につきましては、9月議会の決算特別委員会で資料として提出をしているところであります。

うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターであります。ここでは6次産業化支援センターと略称して呼ばせていただきます。

6次産業化支援センターにつきましては、令和元年度より1期3年の指定管理制度を導入し、1期目が株式会社イースト、2期目がミエルへ施設管理を委託しているところでございます。主な業務内容としましては、施設の運営、利用者に対する加工機器の操作指導、加工等のアドバイスを行っております。令和3年度の利用件数としては、417件となっております。令和元年度が255件、令和2年度が345件で、新型コロナウイルス感染症の影響等もありましたが、利用につきましては年々増加をしてきております。また、令和3年度決算では収入が892万円、支出が878万円と、14万円の黒字となっております。

次に、指定管理者に対しての関わりとしましては、市、生産者、JA、道の駅、商工会等の関係団体と指定管理者で6次産業化支援センター推進協議会を立ち上げております。2か月に1回の協議会を実施し、運営状況及び各種事業に関する情報共有を図り、6次産業化支援センターの利用促進を図っているところでございます。

2点目が、施設整備費、指定管理費用の総計と費用対効果、住民にもたらす恩恵についてであります。鏡田屋敷の施設整備につきましては、平成29年度に地方創生拠点整備交付金を活用して、厨房、浴室等の整備に約1,207万円を支出しております。また、平成30年度に地方創生推進交付金を活用してサテライトワークの環境整備に867万円を支出しており、施設整備費の合計は約2,074万円になります。また、指定管理料につきましては、年間委託料として

298万円となっております。

鏡田屋敷は市の文化財指定を受けている歴史的建造物であります。伝統性、貴重性、重要性を理解しながら、文化財としての価値を損なわずに飲食や宿泊機能を持つ施設、さらにはセミナーや会議など、仕事づくりの機能を持つ施設として改修を行ってきております。令和3年度より指定管理制度を導入し、民間活力による創意工夫を図り、これまでの公開のみの施設から飲食、宿泊やサテライトワーク施設として活用を図り、稼ぐ施設への転換を図っているところでございます。

具体的には、指定管理者である株式会社 t s u m u g i が筑後吉井地区内で民泊運営をしている、「みなも」という古民家を改修した宿泊施設が2棟ございますが、その施設の宿泊者の朝食会場として鏡田屋敷を利用しております。また、コーヒー教室など飲食関係のイベントやワークショップ時に厨房等を活用しております。また、指定管理者の自主事業として、鏡田屋敷を地域内外問わずに新たな交流と価値を生み出す場と位置づけ、コミュニティカレッジを実施し、講座、全4回、54名の参加をいただいております。

このような講座やセミナー等を開催することでサテライトオフィス、コワーキングスペースなどに活用できる施設であることを広く周知し、施設利用率の向上を図っております。今後におきましても地域イベントとの連携など、鏡田屋敷の施設活用を通して地域の経済循環を図るとともに、地域とともに筑後吉井の伝統的町並みの保全を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、6次産業化支援センターについてでございますが、施設整備につきましては、平成30年度に地方創生拠点整備交付金を活用して施設建設、加工機器等の整備に約1億2,770万円を支出しております。また、令和元年度に地方創世推進交付金を活用し、機器導入として1,683万円を支出しており、施設整備費の合計は約1億4,453万円になります。また、指定管理料につきましては、年間委託料として850万円となっております。

6次産業化支援センターでは、規格外品等の農作物を活用し、加工品等の新商品の開発に取り組みたい方々に多く利用をいただいております。個人で機器導入を行うとなると大きな費用が発生するため、6次産業化支援センターでまず機器を試していただき、新商品開発に取り組んでいただくことによって、初期投資にかかるリスク回避にもつながると考えております。さらには指定管理者からアドバイスや各種講習会に参加をいただくことによって、加工についてのスキルも身につけていただいております。また、各利用者が開発した商品を「道の駅うきは」、「耳納の里」、「自社店舗」等で販売されているため、農作物の未利用品の有効活用、売上げの上昇が見込まれていると考えております。

3点目の、当初の目的どおりの施設となっているかという質問でございますが、鏡田屋敷につきましては、地方創生による観光施設と連携した文化財施設の活用という方針の下、文化財とし

での保護と活用のバランスを図りながら施設整備を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響で思うように事業が進んでいないところもございますが、今後も指定管理者など民間の創意工夫等を活用するとともに、連携しながら歴史的町並みや地域で受け継がれる伝統行事、地域住民の営みを保存するとともに、鏡田屋敷を中心として歴史的建造物群を魅力的な地域資源、観光資源として活用し、観光入り込み客の増加、交流人口の増加、さらには移住促進の効果につなげていきたいと考えております。

続きまして、6次産業化支援センターについてであります。6次産業化支援センターは、農業者等の所得増大を推進し、地域産業の振興を図るため、農業者や商工業者等が自ら行う地域農産物等を活用した試作、加工品等の研究開発及び事業化に向けた支援を行う施設として整備しております。当センターは多くの利用者に活用していただき、商品を開発しており、施設を整備した目的に沿い、効果を発揮していると考えております。昨年度までの利用件数は1,017件となっており、多くの方々に利用いただき、果物や野菜を中心にドライフルーツやジャム、菓子製品など30を超える商品を6次産業化支援センターで開発していただいております。

今後、さらに多くの市民の方々に利用していただける施設になるよう周知を図り、うきはの魅力を発信できる商品開発を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今、6次産業化支援センターについての説明、あと、鏡田屋敷についての現状等を御答弁いただきました。

この6次産業化支援センターについては1,170人、うきは市には2万8,000人住んでおります。それから、農業者の所得の増大。農業者の中には米や花、そういったのを作っていらっしゃる方もいらっしゃいます。また当初に言われておったとおり、画期的な商品ができて地域産業の振興が図れているという話も聞いたことはありません、私はですね。ほとんどの市民の方は、その存在すら知らないんじゃないかなというふうに思います。一部の利用者と指定管理者の方ぐらいしか恩恵は受けてないのではないかと、それが私の認識でございます。

順番が逆になりますけれども、2点目、3点目のほうから伺います。御承知かと思いますが、鏡田屋敷は私の地元にある施設ですから、毎日、前を通ります。白壁の観光コースにもなっておりますし、無料で見学できますので観光客の皆さんが必ず立ち寄られる施設でもあります。今まではその案内などがシルバー人材センターに委託されていたと認識をいたしております。

じゃあ、地方創生交付金を使つてのサテライトオフィスとしての鏡田屋敷はどうか、そこを知りたくて先日行ってまいりました。平日でしたので来客もなく、お二人の女性の方が居間でお茶を飲んでいらっしゃいました。お二人ともシルバー人材センターではなく、現在の市長が今おっしゃられた t s u m u g i ですか、民間の指定管理のパートの方で、お一人は非番で遊びに来て

いるとのことでありました。名刺を渡して来訪の目的を告げますと、お茶を出してくださり、快く対応してくださいました。

テレワークの機材はどこにありますかと聞くと、大広間の隅のほうに何かを隠すように戸板が立てかけてあって、その奥に大きなテレビモニターがカバーをかけた状態で置いてあり、それ以外は何も見当たりませんでした。使用はされていないのですかと尋ねると、前に指定管理業者の方が使ったとのことでしたが、どういう使い方をされたのか分かりません。試験運転でもされたのかもしれない。以前、誰も使っていないので、ヒノキの浴槽にカビが生えていると指摘させていただいた浴室は、誰かが何度か使ったようでしたが、脱衣所に鏡もコンセントもないのでドライヤーも使えないし、使い勝手が悪い、言うとってくださいと頼まれましたので伝えておきます。

最後に、社長はここには来られますかと尋ねると、ほとんど来ませんとのことでした。結局、国の多額の交付金を使って、うきは市に移住・定住者を呼び寄せようというこの事業は、指定管理業者に丸投げで、その指定管理業者もパートの従業員の方に丸投げで、そんな印象を受けて帰ってきました。

所管の担当課長も当時から3人替わられました。私たちに当初の目的を説明された当時の副市長は、うきは市にはもういらっしゃいません。こんな無責任な地方創生推進交付金の使い方をしていいんでしょうか。地方創生事業の在り方でいいんでしょうか。平成30年9月の決算委員会総括質問で、地方創生事業の責任は誰にあるのかとお尋ねした際、責任の所在は当然、市長である私にありますと答弁されました。市長、お答えください。今のような地方創生事業の在り方でいいのか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと議員と認識が異なって、先ほど答弁させていただいてますように、かなり活用されると、このように思います。鏡田屋敷では私も何回かお邪魔して、東京と、いわゆるテレワークというか、いろんな会議にも出ましたし、ちょっと違うんじゃないかなと。ちょっと詳しくは、それぞれ、鏡田屋敷については生涯学習課長に、そして6次産業化支援センターについては農林振興課長に、実態について答弁させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 生涯学習課長の山崎でございます。

鏡田屋敷の現状でございますけれども、確かにテレワークとしての使い方、こちらについては今、モニターとしての使い方自体については、確かに頻度は少のうございます。今、鏡田屋敷の使い方としては、飲食、宿泊、テレワークという形で、条例のほうも令和2年につくらせていただいたところではございます。飲食につきましては、今年の7月から朝食利用という形で、今現在、130名ほどの方に提供はしております。宿泊については、大口の方が研修所という形での

打診はありましたけれども、結局コロナの関係でちょっと駄目になってしまい、今のところ、まだ宿泊のほうはできておりませんが、指定管理者のほうで今、蔵のほうを改修して、そちらのほうに宿泊できるような形で、来年度の5月から開始をすることができるというふうには考えております。

宿泊のほうも、大人数の方の宿泊研修とか、そういった形の御利用は大広間の母屋のほうで行い、個人の客は蔵のほうでできるという形で、来年5月からはそういった形でも大いに宿泊できるような形になるのかというふうに考えております。

テレワークのほうにつきましては、今のところ、まだ頻度は少のうございますけれども、セミナーをコミュニティカレッジという形で利用した方にそういった利用をしておりますし、また今後は宿泊等が、もっと人が泊まれるようになればワーケーションという形での活用をもっとPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

6次産業化の事業の内容について、改めて御説明させていただきます。

過去3年で、加工品の主としてはドライフルーツやジャム等が大変多うございますけれども、利用いただいた方に約30件程度、先ほど市長から答弁ありましたとおり、商品は開発されております。それ以外につきましても、実際に施設で製造したトマトや柿のピューレ等を活用していただいて商品化につなげていったようなものもございます。

先日、鳥越製粉の100%子会社であります久留米製麺でございますけれども、うきは市産のトマトピューレ、柿ピューレ等を活用いただき、トマトラーメンであったり、柿みそラーメン、こういったところの商品も出来上がり、販売していただいている部分もあります。

そのほかにも講習会等も実施しておりますし、昨年度につきましては8月の豪雨災害等ございましたけれども、こちらのほうでブドウが劣化してかなり影響が出た際にも、利用者からの相談があった分、500キロ程度になりますけれども、劣化したブドウを買い取り、そういったところもピューレ等の加工を実施して活用してきた経過もございます。被害全体から見れば微量ではございますけれども、こういったところも施設の能力の範囲内でございますけれども、取り組んできているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 市長から今、私との認識の違いを指摘されましたけれども、当初の目的の説明があまりにも夢のようだったので、私が期待し過ぎのところもあるのかもしれませんが、ただ、やはり当初の目的を達成するための努力というのもしっかり必要なんじゃないかなという

ふうにしております。市長は補助金、交付金申請から獲得するまでの過程においての作業が職員のスキルアップにつながるもおっしゃっておられました。やはりその補助金、交付金の獲得のその後が大事なんじゃないかなというふうにしてしております。目的どおりのやはり事業にならないなら、職員の皆さんの仕事を私は増やしていただけじゃないかなというふうに思います。成果が上がるからこそ職員の皆さんもやりがいを感じて仕事ができ、それがスキルアップにつながっていくんだというふうには思っております。

地方創生事業に先進的に取り組む自治体を自認するのであれば、地方創生事業の本来の目的である地域を活性化し、自立的で持続可能なうきは市の実現に向けて、指定管理任せではなくて、やはり計画性と責任感を持って取り組んでいかなければ、職員の皆さんは疲弊し、市は衰退していくばかりだと懸念をいたしております。そのことを申し上げまして、1項目めの質問を終わります。

2項目、人口減少に歯止めをかける施策でございます。

本会議初日の閉会中、委員会調査報告書の中の所見を聞いていただいておりますので、私の言わんとするところはおおよそ検討がついておられるかと思っております。また、今回の一般質問で私が市長に一番お尋ねしたいことでもございます。委員会報告を聞いておられない傍聴者の方もいらっしゃると思っておりますので、少し長くなりますが、もう一度ここで報告書の所見を読み上げて、その後、質問に入らせていただきます。

今回、視察に伺った吉賀町、邑南町、両町とも人口規模はうきは市よりも小さいが、山林が多く、農林業が基幹産業であるという点では、うきは市とよく似ている町だと感じた。また、人口減少、少子高齢化が最大の課題で、その波を何とか食い止めようと懸命になっているところは全く一緒である。どういう施策によって人口減少の波を止めるか。それは、「前町長の思いからこの取組が始まった」との冒頭の吉賀町担当者の言葉にあるとおり、トップの判断によるところが大きい。どういう施策がいいか。人口や予算規模の大小など町の特性もあるし、住民の満足度という点も大きな要素であるので、そこに明確な答えはないのだろうと思う。

ただ、国勢調査で人口動態の結果は出る。吉賀町、邑南町とも人口減少の波は止められない。しかし、子供子育て支援の施策でその波を緩やかにすることには成功している。うきは市はどうだろうか。将来像を「うきはブランドを絆で結ぶ 幸せ彩るうきは市」と定めた総合計画の下、国の地方創生事業を積極的に活用した様々な施策を行ってはいるが、急激な人口減少の波は止められないでいる。「子供のいないところに地域の発展はない」、邑南町の担当者の言葉だ。いま一度、特に子育て世代や若い世代の移住・定住を促進するため、この世代にうきは市をどうアピールしていくかという視点からのうきは市独自の戦略を立てることが行政に求められているのではないだろうか。当委員会としても、今回の視察で両町に伺ったことを参考に今後調査を継続

し、政策提言を行っていきたいと考えている。

2項目めの質問は1点のみでございます。残りの市長任期期間、2024年6月までですから、折り返しを過ぎ、あと1年7か月となりました。この1年7か月の間に人口減少に歯止めをかける施策として、どういったことに力を注ごうとしておられるのか。当然、予算を伴いますので括弧書きをしておりますが、どういった施策に重きを置こうとしておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、人口減少に歯止めをかけるための施策についての御質問をいただきました。

うきは市の人口は国勢調査によると、合併前の昭和30年の4万2,672人が最高で、以降は昭和55年、60年に若干増加傾向が見られたものの、その後は減少傾向が続いており、直近の令和2年国勢調査では2万7,981人となり、前回調査の平成27年から1,500人以上減少するなど、依然として人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。

うきは市における合計特殊出生率は平成25年から平成29年の最新の数値で1.65となっており、平成20年から平成24年の1.53と比較すると若干改善されており、全国の1.43や福岡県の1.50という値と比較して、やや高い値となっております。一方で、うきは市の年間出生数は、令和元年度以降は200人を大きく割り込むなど厳しい状況が続いております。うきは市の人口減少に歯止めをかけ、さらなる躍進を図るため、地方創生の地方版総合戦略、「うきは市ルネッサンス戦略」を策定し、様々な事業に取り組んできた結果、うきは市へのIターン者が平成27年の35人から、令和3年には79人まで増加し、転出者から転入者数を引いた社会減少数もここ数年、減少するなど、改善傾向が出ております。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に行った将来推計人口の平成2年予測値2万7,397人より、令和2年国勢調査人口が584人上回るなど、一定の成果が出ていると考えております。しかしながら、死亡者数が出生者数を上回る自然減少数は拡大をしており、人口減少に歯止めがかからない状況となっております。

このような状況を踏まえ、令和3年度に人口減少対策と地域経済の活性化を目指す「第2期うきは市ルネッサンス戦略」を策定し、令和4年度当初予算では新たにマイホーム取得を支援する「子育て世帯等マイホーム取得支援補助金」や「従業員への家賃支援補助金」制度を創設するなど、若者の移住・定住のための施策を積極的に取り組んでまいりました。今後も若年層の雇用の確保、妊娠・出産支援、子育て支援の充実など、特に若年層の人口減少対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

国のほうも、令和4年度第2次補正予算で妊娠期から出産、子育てまでの一貫した伴走型相談

支援と経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設していく予定ですので、そういう国の動向も踏まえてしっかり対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今、市長から子ども・子育てに今後は力を入れていくというふうなお言葉をいただきました。

人口減少は、やはり先ほど市長がおっしゃられたとおり、うきは市だけの問題ではなくて、働く場や少子化など、いろんな要素が絡み合う中で、その波を止めることはなかなか難しく、どこの自治体でも苦労していることは委員会報告書の中で述べたとおりでございます。

どこの自治体でも移住・定住者を増やしたい、自分のところを選んでもらいたい、あるいは少子化を何とかしたい。1項目めのところで、鏡田屋敷の指定管理のパートの女性の方とお茶を飲みながら話をしたと言いましたが、その方が言うておられました。お知り合いの方がうきは市に住もうかどうか迷っていたそうです。子育て世代の方で、結局その方は朝倉市の甘木を選んだそうで、理由は、うきは市には子供を遊ばせる公園がないとのことだったそうでございます。できれば、そのパートの方がいるうきは市がよかったけども言っていたと話していました。

子育て世代のアンケート調査で、公園が欲しいという要望が一番多かったという調査結果が出ましたよね。平成31年3月でしたから、もうすぐ4年。市長の前期の任期中でございます。

令和3年3月議会の一般質問で、私はアンケート調査から見えてくる優先課題ということで、一番要望の多かった公園について質問をいたしました。答弁は、公園整備検討部会を設置し、検討を進めているとのことでした。そのほかにも複数の同僚議員がこの公園については質問されたことを記憶いたしております。令和2年9月の上野議員に対する答弁では、市長公室長をはじめ関係所管課長による少子化対策に係る会議の中で、るり色ふるさと館横の吉井グラウンドを活用することで検討を進めている。令和3年9月の野鶴議員への答弁では、市役所の子育て世代職員11名からなる「子育て世代職員による公園整備検討部会」を令和3年1月に立ち上げ検討してきたところである。同じ3年9月に再度、上野議員が質問していますが、このときは吉井グラウンドは面積が足りない、都市計画をまだ打ってないので補助事業として取り組めないとの答弁が議事録に残っています。

せっかくアンケート調査をして、子育て世代が望んでいる施策の情報をつかんでおきながら、長い間、場所を含めて検討ばかりで何ら具体的な話が出てこない。スピード感に欠けているような気がします。公園整備についてはどこまで進んでおられるのでしょうか。通告書は人口減少に歯止めをかける施策と書いておりますので問題はないはずですが。市長の過去の答弁に対する質問です。市長、お答えください。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、様々なアンケートの結果を見ますと、子育て世代からの大きな要望の1つは、やっぱり子供たちが自由に遊べる広場の設置であります。そういうことをしっかり受けて、今、議員のほうから数々の今までの経緯について御説明がありました。今、検討はさせていただいてるんですが、まだ明確に場所を含めてその構想まで至ってない。これは実際そのとおりでありますし、ちょっとしっかりそこは受け止めさせていただきたいなど、このように思います。

ただ、若年層の人口減少問題というのは非常に重要で、今まで我々は数々、例えばジャンルとしまして、移住・定住支援としてどうするのか、あるいは結婚に至るまでのパートナー支援としてどうするのか、そして出産支援としてどうするのか、あるいは子育て支援、家庭支援、保育等の支援、就学支援、様々なジャンルで全庁的に議論をして、様々な対応をしております。多分、議員も御承知されてると思うんですが、例えば令和4年度の当初予算だけ見ますと、その予算が議会の承認をいただいて1億7,792万3,000円組ませていただいております。

それから、御案内のように、おとといですか、12月2日に国の第2次補正が成立をいたしました。ここで非常に国が危機感を持ってこの少子化対策に取り組むという姿勢が現れております。その一端を御説明しますと、少子化についてはコロナ禍の中で婚姻件数が2年間で実に10万組減少していると。そして、出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するような予想が出てきて、それをしっかり受け止めての話であります。

先日も12月2日の日本経済新聞を見ますと、出生数が急減をしてると。年間30万割れをするのではないかという大きな記事が載っておりました。こういうもろもろの社会情勢を国がしっかり受け止めて、今後、結婚支援や全ての妊婦、子ども子育て世帯に対する支援を充実させるということを言っております。その大きな代表格が、近々、また議会のほうにも御相談申し上げますが、妊娠届時及び出生届時を通じて合計10万円を支給するなど、本当に大がかりな子育て支援対策が国のほうで考えられております。

そしてまた、国の全世代型社会保障構築会議というのが精力的に議論が進められてるんですが、一言で言うと、今までどちらかというと社会保障を高齢者福祉にシフトしがちだったんですが、これからはやっぱり子育て世帯にも光を与えて、いわゆる全世代を見渡す社会保障をということで、我が国の将来を支える人材を育む未来への投資として若者世代への支援を強化し、少子化対策に大胆に取り組むことが必要という、そういう中でかなり国のほうが動きを強めておりますので、そういうことに対して我々も後れを取ることなくしっかり対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 私が議員になってからのこれまでの市長の姿勢を伺ってますと、

国がやることに対しては一生懸命、国が力を入れることに対して市長も一生懸命力を入れるというふうな感じで私は思っておりますので、国が力を入れるんだったら、多分今からうきは市も子ども・子育て世代への支援、子ども・子育て施策の支援を他市町村よりも、他自治体よりも私は充実させていくんじゃないかなというふうな感想を持っております。

というのが、私、それこそ今回、吉賀町等視察をした際、いろいろ視察先を当たりました、厚生文教常任委員会の委員長として。やはり例えば兵庫県の小野市であるとか、もちろん明石市は全国的に有名ですけども、もうそういったところはコロナが終わってから、もうひっきりなしに視察が来ると、子ども・子育て施策に対してひっきりなしに。もう受け入れられないと。ようやく決まったのが吉賀町と邑南町でしたけども、やはりそこもどのぐらい視察に来られてますかと言ったら、やっぱり邑南町でも吉賀町でもコロナが終わってから、またどんどん連絡が来るようになっておりますというふうな返答でした。

じゃあ、うきは市はどうなのかと。私も以前調べたことがあるんですけど、子ども・子育て施策に議員研修に来られてる方が全然いらっしゃらないんですよ。大体が道の駅のブランド化関係のほうで、もうそこにはいっぱい来られておりますけども。そういったやっぱりうきは市が子ども・子育て施策に力を入れてるという認知度が足りない。認知度が低い。だから、私は子ども・子育て世代の方が外に出ていくんじゃないかなと。市長は今までもやってきたとおっしゃいますけども、やっぱり十分ではなかったというところはしっかりと受け止めていっていただきたいと思います。

やはり時間ばかりがかかって何も進まないところも、公園にしてもそういったところも、私が先ほど甘木に行かれた話をしましたけども、偶然聞いた話の中にたまたまそういう人がいたんじゃないというふうに思います。そういう人はほかにもたくさんいらっしゃるんじゃないでしょうか。私は基金を取り崩してでもそういった方々にうきは市を選んでもらう施策を今後打っていくべきだというふうに思っております。

いろいろ言ってきましたけども、この人口減少問題は行政だけではなくて、議会、そして自治協議会などの地域が一体となって取り組むべき課題だというふうに受け止めています。我々としても先ほどから言ってますように、人口減少に歯止めをかけるヒントを得ようと視察に行って、他自治体の貴重なお話を伺ってきました。視察研修以外にも閉会中の調査を通していろんな議論を行っています。その中で委員会調査報告書の所見の最後に述べたように、委員会としてももちろん予算も踏まえた上で実効性のある政策立案を行って市長に対して提言していこうと、議員の皆さん一致した考えを持っております。市長、そのときは真摯に検討していただけますでしょうか、御答弁ください。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） なかなか発信力が弱いという話はしっかり受け止めなくてはならないし、島根県の吉賀町、邑南町の報告も聞かせていただきました。

発信力、要するに認知度の世界でいきますと、実は議員、御存じでしょうか。今、うきは市が幼児教育に非常に力を入れて、例えば保育所の中のリトミック教育であったり、音感・英語教育、行政がリトミック教育をするのも非常に珍しくて、近隣の自治体からかなりいい印象で、すごい取組をしてるという評価もいただいておりますし、音感・英語教育については、ソプラノ歌手でイギリス——たしか6年間の生活経験がある先生をお招きして、早い時期の英語・音感教育をやって、非常に保護者から大きな評価をいただいております。

やはりゼロ歳から3歳までの前期は、脳が発達し、吸収する精神の時期と呼び、人生の中でも最も吸収力が強く、その後、何年かけても達成できないようなことをいとも簡単に獲得し、人間社会に適応していく時期と言われていています。こういう時期の幼児教育については、しっかり私としては今後も力を入れていきたいと、このように思っているところであります。そして、また議員の皆さんの提言等についても真摯に承って対応させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今、リトミック教育ですか、お話しありましたけど、ただ、リトミック教育をしてるからうきは市に移住してきたいという方がどれだけいらっしゃるかということなんです。今回、視察に行ってみて感じたのは、やはり、とにかく親御さんの負担を減らすための、例えば給食費の無償化であったり——予算も要りますけども、保育料の無料、副食費を負担するとかであったり、そういったやはり親御さんの経済的負担を何とかしてあげようというところで一生懸命やっているところが、私はそういう印象を受けたところでございます。

とにかく人口減少問題には、行政、議会一緒になって取り組んでいかなければならないと思っております。市長、先ほど議員の提案については真摯に検討をという言葉もいただきました。その言葉を信じて、委員会でも真摯に議論を重ねていきたいと思っております。

それから、市長には最後に、まだもう一つお願いでございます。先ほどの公園の問題のみならず、6月議会で一般質問させていただきました東高跡地問題、上水道、ごみ処理、廃校跡地。廃校跡地と言えば、姫治小学校跡地はオートキャンプ場での活用ということで議会でも承認をいたしました。トイレは地方創生の拠点整備交付金を使って整備をしましたが、その後の動きも一向に見えてきません。多くの課題がうきは市には山積をいたしております。対して、市長の残り期間はあと1年7か月。そう長くはありません。検討、検討ばかりではなくて、スピード感を持って具体的な課題解決のためのかじ取りを今後ともお願いしたいと思っております。

以上で、2項目めの質問は終わります。

あと10分しかありませんけども、3項目め、少子化における社会教育の在り方についてでござ

ざいます。

私が子供の頃、半世紀も前になりますが、行政区単位の子ども会で夏休みの旅行に行ったり、クリスマス会や鬼火焚き、新入生や卒業生の歓送迎会、いろんな行事があつて楽しみにしておりました。還暦となった今でも思い出として残っております。そのほかに夏休みのラジオ体操やお宮掃除、集団での登下校、様々な取組を子ども会活動として行っていました。当然、子供だけでできることはありませんから、そこには親も関わっているようなコミュニケーションが取られていました。自分の親だけではなく、友達のお父さんやお母さんに褒められたり、また逆に叱られることもしょっちゅうありました。長男が25歳ですので、十六、七年前になるかと思いますが、まだその頃までは、人数は少なくなりましたがそういった風潮は残っていたように思います。今度は親として行事に参加していた記憶もあります。自分の子供が大きくなるにつれ、子ども会とは縁遠くなりましたが、年々、少子化が進むに伴い、子ども会そのものの存続が危うくなっている地域が増えているという話も耳にいたします。

そこで1点目、教育長にお尋ねですが、教育長としてはそういった現状をどう認識しておられるのか、御答弁をお願いいたします。

2点目は、コミュニティスクール、学校運営協議会に関する質問です。教育長にお伺いします。

設置は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で努力義務とされておりますが、この件につきましては、平成30年12月議会の中で一般質問をさせていただきました。ちょうど4年前でございます。そのとき、教育長には、地域と学校が一体となって子供たちを育てていく環境をつくることについては異論はないと述べられた上で、地域性を考慮の上、柔軟な形態と多様性を認め、拙速的な実施にならないよう配慮、また国の予算の裏づけを継続的に保障してほしいという全国都市教育長会の意見を読み上げられ、県の教育センターと連携するとの答弁をいただきました。4年前と見解は変わっておられませんか、お伺いをいたします。

以上2点、教育長、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 少子化における社会教育の在り方について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目の子ども会活動についての現状認識についての御質問ですが、以前実施しましたアンケートの結果、100の行政区に子ども会があり、うち32の行政区が幾つかの区と合同で子ども会を構成し、道路愛護の際のごみ拾いやレクリエーション、地域行事への参加などの活動を行っておりますが、御承知のとおり、少子化による影響で子ども会としての活動が難しくなっている地域があることは事実でございます。

しかし、アンケートの結果によると、「子供が少ない」ということのみではなく、「子供の習い事や両親共働き世帯の増加により、親子ともに時間が取れない」、また「子ども会役員になることを負担に感じている」と回答していた保護者が相当数あり、これも子ども会活動を難しくしている理由であるということが分かりました。加えて、ここ数年は新型コロナウイルス感染症による影響で、活動自粛に追い込まれているという現状でございます。

アンケートでは、「市主催のレクリエーション等があれば、それに参加させてほしい」という声もございました。各自治協議会では、子供たちが参加可能な行事が行われており、市でも鷹取登山体験、アクティブラボ、陶芸教室等の様々な体験事業を実施しております。当面は活動が難しくなっている地区については、自治協議会や教育委員会等の主催する事業に積極的に御参加いただき、他世代、他学校、他学年との交流を行い、仲間づくりや様々な体験をする子ども会活動の代替として活用していただきたいと考えております。

また今後、子供たちを対象に子ども会等に関するアンケートを行う予定としており、その結果を参考にしながら、これからの子ども会の在り方について検討してまいりたいと考えております。

2点目のコミュニティスクールについての御質問ですが、コミュニティスクールとは、地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下といった社会的課題を解決するため、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校」づくりをするための仕組みでございます。

この取組は、子供の学習支援や学校支援、地域活動等といった「地域学校協働活動」と一体的に推進することが求められております。うきは市においては、小学生を対象とした「うきは市寺子屋」での学習支援であったり、本年度から始めております、「うきはっ子応援隊」というボランティア派遣による学校支援、各自治協議会や市による様々な地域行事や体験活動など、既に地域と学校が協働していることも多くございます。

令和4年度うきは市教育振興基本計画の中で、「うきは市らしいコミュニティスクール」の在り方を検討しているとしており、今後、市役所関係部署と協議し、課題の洗い出し等を行う予定でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 子ども会制度、それからコミュニティスクール、共通して言えることは、学校、家庭、地域が一体となって子供たちを育てていくことということだというふうに思います。

先ほども述べましたが、私たちが子供のときはそれが当たり前という時代だったような気がします。先ほど教育長も言われましたけども、核家族化が進み、そして共働きが増えて、子供たち

の数が減る今の時代にこそ、むしろそういったことが必要なのではないかなというふうに思っております。

いろいろと行政のほうもやっておるようでございますけれども、それは一部の子供たちが参加しているにすぎず、大半の子供たちは放課後の居場所もなく、外で遊ぶこともなく、家で1人でゲームや携帯操作に明け暮れ、大人と会話する機会も減っていく。孤立感を深め、不登校も増えていく。何かそういうふうに今後なっていくやせんだらうかと懸念をしているところでございます。そうならないためにも、邑南町のように地域で子育てを意識した、住民、地域、行政が一体となった取組が必要ではないかなというふうに私は思っております。

簡単に教育長、最後、見解をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 基本的なところは私も議員と全く見解は一緒でございます。

今回、子供たちにすぐアンケートしてみようと、実態としてどうなのかと。そのことから構築していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） これで、6番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時14分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、11番、佐藤湛陽議員の発言を許可いたします。11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、通告どおり質問させていただきたいと思っております。

それでは、まず耕作放棄地について。

高齢農家の農地をいかに意欲ある若い農家に引継ぎ、農業生産の基盤である農地を守り、確保するためには荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要ということから、平成21年度から5年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を開始しているが、14年以上たった現在でもなかなか解決策に苦労しているように思われます。これは空き家問題に関しても同様であります。そこで、数年の間、議会での耕作放棄地及び空き家問題に関する質問の中から検証及び再確認の意味で幾つか質問させていただきます。

まずは耕作放棄地についてお伺いします。

一番最近の質問では、令和元年12月の議会の折、答弁によると、現在、把握しているうきは市の耕作放棄地については、平成30年度の決算報告での内容によると、再生利用が可能な荒廃農地が285ヘクタール、再生利用が困難と認められる荒廃農地が91.9ヘクタール、合計376.9ヘクタールとなっていて、農業委員会では、この耕作放棄地については、農業委員や農地利用最適化推進委員などの指導や文書で、その改善を呼びかけているとあったが、その結果、(1)について、現在、再生利用が可能な荒廃農地及び再生利用が困難と認められる荒廃農地がそれぞれどのくらいあるか伺う。

(2)について、中山間地域などの農地が耕作されているか確認しているようだが、結果、どう生かしているかの質問に対し、各集落において中山間地域直接支払交付金制度により、農地の耕作、保全及び農業用施設の維持管理に努め、少しでも遊休農地を発生させないよう取り組んでいるとのことでしたが、この中山間地域直接支払交付金制度をどのように周知して、どのくらいの利用があったか伺う。

次に、(3)について、有害鳥獣により、被害防止対策として国庫補助事業や市単独事業を活用して被害防止に取り組んでいるところであり、有害鳥獣駆除班による捕獲活動に加え、わな猟免許の取得推進を図って、捕獲従事者の育成を進めているとあるが、捕獲従事者の育成は成果が出ているか伺う。

(4)について、令和元年12月の議会の折の質問で、今後、耕作放棄地をどのようにしていくかに対し、今後、耕作放棄地を増やさない、また、解消していくために農地の所有者から担い手の集積・集約化をしていくことが重要と捉え、市の広報誌、ホームページなどで広報活動を行い、農業委員や農地利用最適化推進委員による、70歳以上で後継者がいない世帯を対象に戸別訪問での農地活用の意向活用調査に取り組んでいるとあるが、戸別訪問ということは大変よいことだと思うが、その結果、成果がどうなっているか伺う。

以上。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、耕作放棄地について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目の、再生利用が可能な荒廃農地及び再生利用が困難と認められる荒廃農地がどのくらいあるかの御質問であります。現在の農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足等により厳しいものがあります。そのようなことから、農地につきましても適切に管理することが困難である農業者が増えており、耕作放棄地も増加している状況であります。

現在、把握しておりますうきは市の耕作放棄地につきましては、令和3年度は再生利用が可能な荒廃農地が280.6ヘクタール、再生利用が困難と認められる荒廃農地が87.6ヘクタールで、合計368.2ヘクタールとなっております。農業委員会では、この耕作放棄地については、

農業委員や農地利用最適化推進委員などの指導等でその改善を呼びかけているところであります。

今後、耕作放棄地を増やさない、また解消していくために、農地の所有者から担い手へつないでいくということが重要でありますので、今後とも農業委員、農地利用最適化推進委員による貸し借りのあっせんを推進してまいりたいと、このように思っております。

2点目の中山間地域等直接支払交付金制度の周知とその利用についての御質問であります。中山間地域等直接支払交付金制度は、傾斜などの農業生産条件が不利な地域において農業を継続するため、国及び地方公共団体が支援を行う制度であります。現在、令和2年度から令和6年度までの第5期対策が実施されております。周知につきましては、対象となる集落の代表の方への説明会の実施や、制度の見直し等があれば、随時情報提供を行っております。

交付金制度への新規加入希望があった場合、条件を満たしておれば各集落協定の代表者と協議の上、加入することができます。利用につきましては、令和3年度は32協定で、合計427ヘクタールの農地で制度が活用されており、約5,750万円が交付されております。令和4年度は棚田における超急傾斜地加算が追加されたことから、対象農地についてはさらに交付金が上乘せされるところであります。

本制度は、うきは市の中山間地域におきまして、農業生産の維持・発展や、地域の活性化を図る上で重要な制度であり、今後とも引き続き制度の周知と利用促進に取り組んでまいりたいと思っております。

3点目の捕獲従事者の育成は成果が出ているのかという御質問であります。有害鳥獣の捕獲につきましては、有害鳥獣駆除班と地域活動隊により捕獲活動を実施していただいております。有害鳥獣駆除班につきましては、有害鳥獣による被害を受けた農家からの相談や情報提供に基づき、銃器による迅速な対応と併せ、わなによる捕獲活動を行っております。令和3年度は有害鳥獣駆除班10名により133頭のイノシシを捕獲しております。

地域活動隊につきましては、令和2年度より自治協議会の協力の下、妹川、新川、田籠、御幸地区で組織を立ち上げていただき、捕獲活動を行っております。現在、4地区で11名がわなによる捕獲活動を行っており、令和3年度に96頭のイノシシを捕獲しております。

一方で、捕獲従事者も高齢化が進んでおり、将来に向けての人材の確保、育成が課題となっております。市としては、わな免許取得に対する市単独助成等を行い、駆除を行える人員の確保・育成にも努めております。過去3年間では25名の方が事業を活用し免許を取得しております。地域活動隊につきましても事業を活用し、新たにわな免許を取得いただき、捕獲活動を行っていただいているところであります。今後さらに捕獲者の確保・育成を図るためにも、4地区以外の地域におきましても地域活動隊の組織立ち上げを推進したいと考えております。

4点目の営農継続に関する意向調査の結果と成果についての御質問であります。令和2年度

に農地利用最適化推進委員による、70歳以上で後継者がいない世帯を対象とした戸別訪問での農地の意向調査を実施いたしました。対象世帯数188世帯のうち、185世帯の回答がありました。規模縮小・離農を検討されている世帯が30%、あとの70%につきましては現状維持、もしくはまだ検討していないとの回答でありました。

将来的に耕作放棄地となるおそれのある農地を今のうちから把握し、荒廃する前に次の担い手へと農地を流動化させることが必要であることから、意向調査の結果につきましては、農業委員にも情報共有をするなどして、今後も引き続き農地の流動化に結びつけられるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 耕作放棄地の件ですが、守るべき農地と農地以外で有効な活用する農地を現時点に色分けして、現存する農地に支障を来さないような形を早急に講ずるべきであると考えます。そのためには農業委員や適正化推進委員などの活動が大切になると考えます。

次に、平成29年6月の議会の折の質問で、耕作放棄地の調査の結果を今後の課題のためにどう生かしていくかという質問に対し、農業委員会による耕作放棄地調査の結果、遊休農地と判定されたものは、その農家の利用意向調査を行い、その上で農地中間管理機構への貸付けを希望する農家とのマッチングをしているとあったが、現在、その成果はどのくらいあったか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

平成29年6月議会の折の耕作放棄地の関係でございます。実際に荒廃農地については毎年調査を実施しております。その部分については、調査の結果、荒廃農地については指導や改善を行うとともに、意向調査等も実施してきております。

貸したいという希望があった農地については、農業委員会、推進委員と情報を共有してマッチングしてきているところでございます。実際に機構での貸し借りを希望する農家がいれば、機構を通した貸し借りも進めてきておるところでございます。実際にそういったあつせんの方は、農業委員会、最適化推進委員ともにあつせん等を行っていただいているところでございますけれども、マッチングが――経過はありますけれども、マッチングした件数について細かい数字を集計しているところではございませんので、そちらの方は数としては持っておりません。実際に今後も貸したい農地と借りたい農地、希望する農地と貸したい農家、こういった情報は共有しながら、今後も農地の流動化にはつなげてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 次、有害鳥獣の件でございますが、今は市内でも人的被害が報告されていませんが、近い将来、そのことが現実になることは避けられないと思われま。その打開策としては、市としても取り組んでいるとは思いますが、イノシシ及び鹿を駆除する人が生活できるほどのサポートが必要ではないかと考えます。害獣による被害は、荒廃地が生まれたことによって生まれた現象ではないかと思われま。

最近ではジビエ料理等も注目を浴びているようだが、材料となる害獣の豊富なうきは市では、捕獲従事者の育成に——せっかく害獣をさばく施設もあることになっているので、フルに活用してもらえば一石二鳥でないかと思っております。都市部の方では、売り込み方次第では需要はあると思っておりますので、ぜひうきはブランド推進課にも頑張ってもらいたいと思っておりますが、そこで市長の見解を伺いま。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員からもお話がありましたように、妹川の持木地区でウキナナ、正式には鳥獣食肉解体加工施設が今、運営されております。ちよくちよく気になってお訪ねしてるんですけども、非常に順調で、さばき切れないぐらいあると。いろんな課題も抱えてるということですから、例えば残骸の処分を外部に委託してるんですが、そうしますとなかなか処理能力が落ちると。だから敷地内でそういう処理施設があれば、もっとさばけるというふうな、そんな御指摘なんかも伺ってますので、しっかり市としてもサポートしていきたいなど、このように思ってます。

こういう出口ベースがしっかり整ってくれば、入り口というか、捕獲ベースも順調に進んでいくのではないかなと、このように考えております。そういう中で駆除班であったり、活動隊についてしっかりその範囲を広げるべく頑張っていきたいと、このように思ってます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 次に、レインボーファームの件ですが、株式会社レインボーファームの取組の課題として、新規就農者の確保及び育成支援、中山間地域の農業振興支援等挙げられているようだが、なかなか思うように実績が上がっておらず、うきは市と株式会社レインボーファームとで経営検討会を設置し検討中ということであったが、その後、どうなったか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） レインボーファームで経営の検討会という御質問でございます。

今年度の決算については、6月の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。実績としては、約180万円の黒字となっております。

経営の検討についてでございますけれども、確かにレインボーファーム、平成29年から3か年ほどちょっと経営が悪い時期がございました。その中、久留米普及指導センター、JAにじ、レインボーファーム、うきは市のほうで経営検討会を実施して、品種の検討であったり、誘引とか摘蕾、こういったところで階級比率の徹底、こういったところを検討させていただきました。コナジラミの影響もございましたので、施設の改修等もその検討の中で検討して、実際に補修とかして、近年、収量増につなげてきたところでございます。

今後も経費等、価格高騰等でかさむ中、そういった経費削減等にも、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 次に、耕作放棄地の件ですが、耕作放棄地は平たん部より山間部が広がっている状況である。今後は保全していく農地と山林に転用を図る農地の仕分けを進めていく必要があると思われるが、法律によって農地の山林転用等が制限されており、国や県に規制の緩和を要望しているとのことでしたが、その後、どうなっているか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、何度かお話ししたと思うんですけども、今年の4月1日に農林水産省から画期的な報告書、「地方への人の流れを加速化させ、持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」という、今までにない報告書が取りまとめられました。

その中で土地利用の施策の中に、今、議員が御指摘するように、どうしてもやはり農地としての生産が厳しいところについては、いわゆる森林に戻すという話がしっかりうたわれております。この大きな報告書を受けての具体的な施策について、今、農水省のほうにも問合せをさせていただいているところであります。

様々な中山間地域等農地保全総合施策の中でしっかり森林に戻す補助制度のメニューなんかも出てきておりますし、あるいは農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が制定されておまして、その中でしっかりした計画策定の中で森林に戻していくという話があります。しかし、そういう概要はつかんでいるんですが、具体的にどう手続をするかというのがまだ見えないところがありますので、しっかり今、農水省のほうにその問合せをしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 次に、空き家問題について。

これまで毎年のように何度となく空き家問題は一般質問でも取上げられていますように、少子高齢化の現在、大変重要な問題になっております。そのような中、平成30年度に実施した住宅土地統計調査の結果、うきは市では住宅総数が1万1,710戸に対し、空き家数が1,750戸

ありましたが、その後、専用住宅及び併用住宅、店舗、事務所について、その居住、使用実態の有無や管理状況の把握を中心に調査したところ、776戸の空き家等がある結果となりました。その内訳としては、管理状態に問題がないが56.3%、中規模の修繕が必要な状態33.3%、大規模な修繕または除却が必要な状態10.4%となっております。

うきは市空き家等対策計画は、国が定めた基本指針に則して定めたもので、空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するために本市の事情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するため策定する。したがって、本市の空き家等対策の基礎となる。うきは市空き家等対策計画の計画期間は令和3年4月から令和6年3月までの3年間とし、国の空き家政策の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくものとなっております。

おおむね5年ごとに行われている空き家等の実態調査も、前回、平成28年11月から平成29年2月に実施されており、今年度辺りは大変時期ではないかと推測しております。

そこで質問に入らせていただきます。

(1) について、空き家の対応について調査をはじめ相談から助成、執行までワンストップ化が図れないかの昨年6月議会での質問に対し、複数の課で連携して、適切にその対応について進めている。具体的には、建設課を総合窓口にして特定空家の対応や老朽危険家屋除却を、うきはブランド推進課は空き家バンクや空き家リフォーム事業を、生涯学習課は町並み保存地区の空き家等に対する施策を行っているということだったが、現在の活動及び利用状況を伺う。また、利用者の反応はどうだったか伺う。

(2) について、老朽家屋の除却について、前回の計画では3年間で目標除却数を20件としていたが、実績としては53件行ったとあり、県内の市町村の中でもトップクラスの数値であると評価されたようだが、これは関係者の努力のたまものと思われるが、この実績の要因としては何が挙げられるのか伺う。

(3) について、平成28年度に空き家の調査を実施し、6年たった現在、再調査は行われたのか。また、昨年12月の現在では予算を抑えて調査する方法、例えば国勢調査のデータを利用するなどを模索しているとのことだったが、行われたとすればどのように行ったのか、またその結果を伺う。

以上3点。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家問題について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、空き家対応について、市の活動状況及び利用者の利用状況や反応はどうかと、こういう御質問でありました。

空き家対策に関しましては、「うきは市空き家等対策計画」に基づき、建設課では、空き家所有

者等への管理啓発、特定空家の対応と老朽危険家屋除却費の助成等を行っております。また、うきはブランド推進課では、空き家バンクや空き家リフォーム事業などを行っております。生涯学習課では、伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区内の空き家に対する施策を行っているところでもあります。

空き家に関する相談は、建設課を相談窓口とする体制を取っており、内容をお聞きし、相談者にとって最も適した対応策を御提案した上で、関係する部署に紹介をして、各課の担当分野で迅速な対応ができるような体制を取っているところでございます。

令和3年度の利用状況につきましては、建設課の老朽危険家屋等除却促進事業費補助金の利用件数は19件、うきはブランド推進課の空き家バンク登録物件の売却件数は5件、空き家リフォーム補助金の利用は13件、生涯学習課の伝統的建造物群保存地区補助金の利用は5件、町並み保存地区保存対策費補助金の利用が2件となっております。そのほか、税務課による固定資産税情報の提供や市民生活課のうきは市環境美化促進条例に基づく土地占有者等への啓発などの対応を行っているところであります。

空き家に関するこれらの事業は、相談やお問合せも多く、市の施策につきましても予算上限近くまで利用されており、利用者に有効に活用されているものと考えております。

2点目が、老朽危険家屋の除却について、目標以上の実績となったが、その要因として何が挙げられるかという御質問でありました。

老朽危険家屋等除却促進事業費補助金につきましては、実施件数は平成30年度17件、令和元年度16件、令和2年度20件、令和3年度は19件となっております。平成30年度から令和2年度までの3年間のうきは市空家等対策計画の目標件数は20件でありましたが、実績としましては53件と、大きく目標を超えることができております。

この要因といたしましては、2つ考えられます。

1つは、建設課が窓口となって空き家の周辺住民や区長などから空き家に対する要望を総合的に受け付ける体制を取っており、速やかに空き家に関する現地調査等を実施することができているということでもあります。

2つめは、空き家所有者に対する当該補助金の周知として、自治協議会や広報うきは、ホームページでの周知を行っております。また、市民から老朽危険家屋の情報提供があった場合には、市内外を問わず、空き家所有者等と連絡を取り、現状の説明や当該補助金の活用などについて、その都度、説明を行っております。そのため、当該補助金の利用件数が伸びたのではないかと、このように考えております。

3点目が空き家の再調査についての御質問でありました。

うきは市家屋等対策計画において、空き家実態調査をおおむね5年ごとに実施することとなっ

ていますので、今年度、当該調査を行っているところであります。調査につきましては、株式会社ゼンリンに委託をしております。当該事業者は、同社が実施している住宅地図作成のため、調査の際に、国土交通省の空き家判定基準を基にした空き家等の情報をつかんでいるため、調査の費用を軽減することができているところであります。今年度中に調査が終わる予定となっておりますので、結果につきましては速やかに報告をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 特定空家については、令和3年3月の時点では4件認定されていたが、現在では4件とも解決しているようだが、その後は出ていないのか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。よろしく申し上げます。

今、議員のほうで4件ということでもございましたけれども、特定空家4件でございます。3件のほうは今現在、完了しております。もう1件については今、総合的な対策を打っているところでございます。現時点でその4件以外の特定空家については、まだ上がっておりません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 他の自治体では、土地、建物への無償譲渡を条件に老朽危険空き家を自治体が除却する制度があるようだが、うきは市にはそのような制度があるのか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 特別そういった制度はございませんけれども、国の方針に従って、そういった例えば大きな行政判断というふうなことも、今後、必要になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 空き家になる前の予防が大変重要だと思われるが、例えば65歳以上の高齢者の一人暮らしなどの把握等はできているのか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 申し訳ありません。65歳以上の空き家という数字については、現時点で把握をいたしておりません。総数的な調査を、先ほど市長も答弁いたしましたように、本年度、調査をいたしております。776件が正直どれだけ増えてるのかなという不安もございませぬけれども、そういった空き家については、今後も真摯に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 最後に、空き家を負の遺産でなく、まちづくりの資産と捉え、人口対策、地域福祉、観光、経済活性化につなげていくような活用施策が期待されます。そういった意味でも昨年12月の議会の折、九州経済連合会が「うきは古民家で学ぶSDGsワークショップ」というのを3パターンに分けて、今、議論しているということだったが、外に向けてのうきはを発信するための大変よい機会だと捉え、積極的に市としては関わりを持ってほしいと思います。

これまで耕作放棄地問題、空き家問題等、質問させていただきましたが、その他の問題にも共通していることは、対象者と担当者が直接会って説明することが重要でないかと思われませぬ。特に空き家問題、耕作放棄地問題とどちらの対象者も高齢の方が多いと思われませぬが、広報誌やホームページをどのくらいの人が見ているか疑問に思われませぬ。そういう意味でも戸別訪問は大変意味のあることだと思われませぬ。どの問題にしても対象者の理解が一番重要だと思われませぬ。市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員が御指摘されるように、空き家であったり、耕作放棄地、今あるものをしっかり利活用するというのは重要なことだと思われませぬ。特に空き家の古民家再生というのはかなり今、進んでまして、御存じでしょうか、この四、五年で、浮羽町もそうなんです、古民家を再生した民間の宿泊施設、先ほど議論のあった鏡田屋敷とか除いて、全然なかったのが、もう16件、古民家再生の宿泊施設、民間の宿泊施設が今、誕生しております。

こうすることで、行政のみならず、市民の皆さん、あるいは市民団体にも呼びかけて、まさに今あるものを生かしたまちづくり、こちらにも力を入れてまいりたいと、このように思われませぬ。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 次に、土砂災害について。

平成30年4月に大分県の耶馬溪町で山崩れが発生し、10人の死者が出るという土砂災害が発生しております。今回の山崩れは雨のせいでも地震のせいでもなく、地下の岩石風化による可

能性と指摘されておりました。我がうきは市でも1708年、1720年、1850年と耳納山麓で山崩れがあり、多大な被害が出たことが残された文献に示されているところであります。また、近いところでは昭和21年7月に西屋形部落が1720年以来、227年ぶりに災害に遭ったと屋形の水神社の山城記念碑に示されているようです。

このように、うきは市には山間部が多いことから、いつ山崩れ及び土砂災害が起こってもおかしくはありません。そのため、常日頃から対象地域には土砂災害の危険性や避難方法を説明すると同時に、避難訓練をしておくことも大切だと思います。そこで質問に入らせていただきます。

(1) について、土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要である。国が指定する砂防指定地がうきは市には何か所あるのか伺う。

(2) について、住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある土地の区域を明らかにし、その区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備を図るとともに、新たな開発行為の制限や建築物の構造規制を行うなどソフト面の対策を推進するため、土砂災害防止法という法律があります。崖崩れイコール急傾斜地崩壊危険箇所とは、雨や地震などの影響で地盤が緩み、突然斜面が崩れ落ちる現象です。急な斜面で発生しやすいため、崩壊速度が極めて早く、逃げ遅れる人が多いという特徴がある。このような被害のおそれがある場所を急傾斜地崩壊危険箇所と言うが、山間部の多い我がうきは市には急傾斜地崩壊危険区域は何か所あるのか。急傾斜地崩壊危険箇所は何か所あるのか。また、うきは市としての対策を伺う。

(3) について、現在の日本の森林は過伐採でなく、人工林の放置などが原因で土砂崩れが多発している状況と言える。国内林業の採算悪化や人手不足等の問題がありますが、異常気象の増加で土砂災害のリスクが増えています。少しでも被害を減らすために人工林や広葉樹林の管理の徹底が求められています。森林を活用した土砂崩れの対策を考えているか伺う。

以上。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、土砂災害について、大きく3点御質問をいただきました。

1点目が、国が指定する砂防指定地が何か所あるかという御質問でありました。

砂防指定地につきましては、降雨などで山の斜面などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために国土交通大臣が指定した土地のことで、浮羽町域では小塩、新川、田籠、妹川地区の河川沿線の一部、吉井町域では屋部、福益、富永、鷹取地区にある河川沿線の一部が対象区域となっており、全体で24河川が対象となっております。

なお、対象区域においては、工作物の新築、除却、土地の掘削、盛り土、切り土、土砂の採取、竹木の伐採などの行為が制限されているところでございます。

2点目が、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所が何か所あるかの御質問であり

ます。

急傾斜地崩壊危険区域につきましては、傾斜度が30度以上の崩壊するおそれのある傾斜地で、人家や官公署、学校などに危険が生じるおそれのある土地を福岡県知事が指定しているものです。市内には小松堀、栗木野、注連原地区の3区域が指定されております。また、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、平成14年に当時の建設省が公表したもので、現在は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等のうち、「急傾斜地の崩壊」と称されており、市内では小塩、新川、田籠、妹川、流川、延寿寺地区などで、97か所となっております。詳細につきましては、うきは市地域防災計画に掲載しているとおりでございます。

3点目が、森林を活用した土砂崩れ対策についての御質問であります。森林は土砂災害防止機能を含めた多面的機能を有しており、豪雨等による災害が多発している中、これらの機能を高度に発揮させることが地域の減災に寄与すると認識をしております。森林による土砂災害の防止は、樹木の根が張り巡らされることによる土壌の崩壊防止、土砂を森林内で堆積し流下を軽減する緩衝機能、下草や落葉による表面浸食防止等によるものであります。これらの機能を十分に発揮させるために森林整備を適切に行い、樹木の根の発達や下草の成長や落葉等の供給が豊富な森林を造成することに取り組んでいるところであります。

また、特に公益的機能の発揮が求められる箇所につきましては、保安林に指定し、伐採や形質変更を規制するとともに、土砂流出崩壊防止や山腹斜面の安定化等を図る治山事業を実施しております。適切な森林整備や治山事業等を行うためには県との連携が必要となりますので、今後とも福岡県朝倉農林事務所と情報を共有しながら適切な事業実施を継続していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 時間がまだありますけど、途中でちょっと飛ばしましたので、これで終わりたいと思います。

どの問題に対してもやっぱり対話が一番大事だろうと思いますので、市長は対話が足りんと思います。そいけん、ひとつ住民との対話をぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上、一般質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、11番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。1時30分より再開します。

午後1時16分休憩

午後1時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、次に、3番、高松幸茂議員の発言を許可します。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

これまでも協働のまちづくりについては、うきは市協働のまちづくり基本条例について、何回も定例会において一般質問を行ってききましたけども、大変重要と考えておりますので、今回も関連して質問を行います。

（1）本条例の見直し検討に向けた条例策定者との意見交換会が11月18日にありました。ここにおいて、私も参加しましたが、見直す必要はなく、市民と職員への浸透と定着を図る段階にとどまっているという趣旨の意見が多くありました。市民と職員への条例の浸透と定着のための方策について、市長のお考えを伺います。

2番目、「協働のまちづくり」への市民参画を啓発する取組については、情報発信は頻繁に行われてきましたけれども、実際には施設の整備や廃止、制度の構築において、市民の意見を十分に取り入れてきたとは言いがたいと思います。審議会や検討会に市民代表の充て職を入れておられます。一般市民に公募もしておられます。募集期間が短いようです。もっと広い範囲の多数の市民の意見を取り入れるべきと考えます。市長のお考えを伺います。

3番目、情報の公開について、これも協働のまちづくり基本条例に定められていますが、平成19年3月付で本条例の解説というものが出されています。そこには、情報の公開は、市民がまちづくりに参加する権利を行使する前提条件である。協働のまちづくりを進める上で積極的、または適時に公開することが必要と説明しています。これは情報開示請求に応じる情報公開というよりは、積極的な情報提供と解釈すべきではないかと思います。市長の認識を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、協働のまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、市民と職員への条例の浸透と定着のための方策についての御質問であります。活力あるまちづくりを実現していくためには、うきは市協働のまちづくり基本条例を浸透・定着させていくことは大変重要なことであると、このように考えております。これまでも本条例を浸透させるため、市民の皆さんにはリーフレットを配布するなどの周知活動、職員に対してはコミュニティ支援本部や新規採用職員研修等で研修するなど、様々な形で周知、浸透に取り組んできたところであります。

今後も市民の皆さんに本条例がさらに浸透するよう、広報誌やホームページ、LINEなどを活用するほか、職員に対しましてもコミュニティ支援本部や学習会等を通じて条例の浸透、定着

に取り組んでいきたいと考えております。また、地区の中心となっている自治協議会に対しても周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

本条例は、市民の方自らが十分な議論をいただいた上で策定されたものであります。これからも本条例を基本として地域の自主性、自立性を尊重し、協働のまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

2点目が、審議会や検討会の委員の一般公募に当たっては、公募の募集期間が短い、もっと広い範囲の多数の市民の意見を取り入れるべきという御質問でありましたが、うきは市協働のまちづくり基本条例第9条には、「市は、まちづくりに関する審議会や委員会等に公募の委員を加えるよう努めなければならない」と定められており、各種審議会等の委員の選出においては、一般市民の方からの公募を積極的に行っております。募集期間が短いのではという御指摘をいただいておりますが、公募に当たっては期間の確保とともに、いかに広く市民の方々に「公募を行っている」、「意見を募集している」ということを知っていただくことが一番重要だと考えております。広報誌やホームページ、LINEなど様々なツールによる情報発信を行い、十分な周知期間を確保しながら、より多くの市民の方々に参画いただけるよう努めていきたいと考えております。

3点目が、うきは市協働のまちづくり基本条例における情報公開の解釈についての御質問であります。うきは市協働のまちづくり基本条例の第16条には、「市は、まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、必要な情報を積極的に市民に公開しなければならない」と、情報の公開が定められております。

前回は答弁させていただきましたが、様々な市の施策や計画の策定に市民の声を反映させることは大変重要なことであり、可能な限り、積極的な情報公開に努めているところであります。しかしながら、その一方でうきは市情報公開条例第10条により、情報公開をより慎重に判断する場合もございます。広く市民の意見を求める場合や多くの皆様に知っていただきたい施策や事業などは、今後も積極的に情報発信を行い、協働によるまちづくりの推進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） それでは、再質問いたします。

まず1番目の市民、職員への条例の浸透と定着のための方策ということに関係してなんですが、市長、それから職員の皆さん、私たち議員や市民の皆さんには条例の前文に表されてる理念はもちろん、条文の一つ一つを理解してよりよいまちづくりに努めていただきたいとは思いますが、だからといって条文を暗唱せよというものではありません。何かうまくいかないことがあるときにこの条例を見てほしいと思います。

市長と職員の皆さんに意識していただきたいのは、市民とどう向き合い、課題解決につなげる

ための協働はどうするとよいのか、議員は市民の代表として市民とともに行政にどう働きかけ参画したらよいのか。そのような姿勢で関わるのがあるべき協働のまちづくりの姿です。

11月の条例見直しについての意見交換会でも、いまだに、市民はもちろん職員の皆さんの中にも浸透が十分ではないという意見が多くありました。まちづくりに官民で協働して取り組もうという意識は徐々に浸透していくものではありませんが、15年を経過しての現状を見ると、あまりにも遅れていると感じます。地域差も大きいと感じます。これをどう進めていくのかという具体策がまだ見えてきません。

6月議会、9月議会とまちづくりに関する一般質問の中で私も提案をしてきました。限られた人員と予算の中で協働の理念の浸透が隔々まで、そう早くは行き渡らないことは分かります。私自身も、やりますと言いながら調査研究段階で足踏みしていることがあります。とはいえ、RDFの問題とか、上水道、期限が決まっていてあまり余裕がありません。そして、現状や課題を市民の皆さんにお知らせしてアンケートで意向を把握するだけでは取りこぼしが起こることが危惧されます。先ほど11番議員もおっしゃったように、対面というのは大変大事だと思います。そこで2つの提案をいたしますので、市長の見解を伺いたいと思います。

1つ目です。大きな課題に対するときこそ市民との対話の場を多く持って合意形成を図ることが重要と考えます。そのような対話の場を通じてまちづくり条例の理念を浸透させることができ、実際の協働のまちづくりを通して、よりよいうきは市の未来につなげることができると考えます。私が提案する対話の場というのは、これまでの一般質問の場でも提案してきたとおり、SNSの双方向コミュニケーションでの活用やまちづくりカフェとでも呼ぶようなまちづくり情報の発信と意見の受入れを行うものです。

2つ目の提案です。職員の皆さんに本条例の理念を浸透させるために、職員全員にこれまでの協働の取組の数々の成功例、一番の成功例はうきは市協働のまちづくり基本条例の作成だと思います。このような成功例を当時の担当職員の方から紹介していただくのはいかがでしょうか。市長のお考えを伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 協働のまちづくり条例の重要性は、私は高松議員と認識を共有するものだと、このように認識しております。

先ほど市民との対話が不足しているという御指摘をいただきました。私は常日頃、申し上げているんですが、やはりうきは市ならではの歴史、文化、自然の特性、さらには地域資源を生かして、活力ある、魅力あるまちづくり、これをぜひともやりたい、それを市民の皆さんと協働でやっていきたいと、こういうふうに常々思っております。

もう少し付け加えますと、協働のありようの中なんですけど、いつも市民の皆さんにも申し上げ

てますし、職員にも申し上げてるんですが、やはりまちづくりの舞台をつくること、舞台を支えるのはやっぱり行政というか、職員でやっていこうと。この舞台の上でしっかり活躍するのは市民の皆さんであり、市民団体であるべきだと、こういうことをずっといろんな機会でも申し上げております。

この舞台というのが、いつも申し上げてますように、例えばうきはテロワール、この恵まれた地理的環境という舞台を我々がしっかり用意して、この舞台の上で農家の皆さんとか市民の皆さんが精いっぱい活躍するような、そういうことを願っておりますし、最近では非常に全国的にも注目されています西ノ城古墳、これをしっかりしたテーブルに載せて、こういう歴史資源を生かして様々な団体が町おこしをするような、そういう形でやっていきたいと、このように思っているところであります。

今、議員からはしっかりと市民との対話、あるいは成功事例をしっかりと出して職員でも共有すべきだと、こういうお話がありました。そこは真摯に受け止めて、この協働のまちづくりの重要性についてしっかり今後も事あるたびに話をしていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員、せっかく資料を準備してあるなら、この紹介を確認した上で進めてください。

○議員（3番 高松 幸茂君） 資料の確認は、この次のところから始まるかなと思っております。

○議長（江藤 芳光君） はい、分かりました。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） そうしましたら、市長の認識、私とかなり近い部分があるというのはよく理解しました。ただ、やはり情報発信はたくさんなさってるというのは、もうよく分かります。ただ、市民の皆さんの意見を取り入れるという部分で、もう少し何か工夫が必要かなというのを思っているところです。

これについては、これからいろんな場で御提案させていただこうかなとは思いますが、時間の関係もありますので、先へ進みます。

2番目が、今申し上げた広い範囲の多数の市民の意見を取り入れるべきというところです。最初の質問の中で提案しましたが、SNSのこととか、まちづくりカフェのこととか、これまでの取組に加えてお考えいただきたいというところです。

それから、通告していなかったんですが、市長に加えて教育長にもちょっとお尋ねしたいことがあります。感想だけでも結構ですのでお願いしたいと思います。

先日、浮羽究真館高校2年生の課題研究発表会に参加しまして、生徒さん方の調査研究、それから考察、質の高さに感心しました。また、6月の青少年弁論大会では中学生も人権や人間関係、戦争、政治、地球環境に関する事など、質の高い論理的な考えを発表しました。

一方、よそのことになりますけど、山形県の遊佐町では少年議会の取組があつてます。御存じの方もおられると思いますけれども。町内の中高校生の中から少年議員と少年町長を選挙で選び、政策議論を通じて1つの案を決めて、そのアイデアに予算と役場職員のサポートをつけて実現するというものです。遊佐町ではその取組を続けることで若者はもちろん、町民全体の投票率も高い水準を保っているということです。投票率の高さと市民の政治参加、まちづくり参加の高さが比例しているとまでは言いませんが、関連しているということは推測できると思います。

浮羽究真館高校の皆さん、議会傍聴があしたなので直接お伝えできないのが残念ですが、そして県立高校なので教育長のお考えが反映されるものでないということは分かっていますが、主権者教育のこのような在り方は、政治的中立性というのも保てますし、生徒の自分自身との政治との関わりを実感できて若者の政治参加に大変大きな効果をもたらすと思います。これ、広い範囲の市民の意見ということで考えますと、よく投票権の有権者の方というふうに意識しがちですけども、子供からそこには参加していただきたいという意味で、こういう考え方について市長並びに教育長に見解なり、御感想を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この後、また教育長から話があるかもしれませんが、今日、せっかく議員が3つの質問をされて、お手元にこの資料も出されております。2つ目、3つ目で議員と認識を異にしているところがあるもので、ちょっと確認させてもらいたいと思います。

2つ目が、もう質問の中にもありましたように、建設の整備や廃止、制度の構築、これを協働のまちづくりでという指摘がありました。先ほどごみの問題とか、大きな問題を取上げられております。それから、また3番目に情報公開の話があつてます。

例えば、まず最初の本筋から行きたいと思うんですが、議員の、多分そうは思っていないと思うんですが、議員の御質問だけを聞くと、我々が担わせていただいている行政運営と協働のまちづくり条例を非常にイコール的に考えているところがあるんじゃないかと。それは明確に違う。つまり協働と民意は、我々が市政を担わせていただいて、民意はすごく重要です、民意と協働はおのずから違うんじゃないかと。それをしっかりするために、この基本条例の第2条の定義、まさに高松議員が平成19年につくられた条例ですが、やはりイコールではない要件として、まちづくりとは何ぞや、協働とは何ぞやを考えなくちゃいけないと、このように思っております。

まず、ここに定義もあるんですが、私の認識は、まちづくりは住民の皆さんにとって身近な居住環境を改善して地域の魅力や活力を高めること、これに尽きると思います。それから、協働は市民と市が共通する領域の課題を解決に向けて協力、強調する関係だと、このように思います。

そういう中で、この協働のまちづくりの推進指針というのができました。もう高松議員に本当に恐縮なんですけど、ここにしっかり協働の領域という世界があつて、A、B、C、D、E、5分

野に分かれております。一番、Aは市民が責任持って主体的に行う領域、一番右端は行政が責任を持って主体的に行う領域、間にB、C、Dがまさに市民と行政が補完して協力し合っていく領域——細かい話は省略しますが、この大きく3つに分かれるところであります。

まさに我々は先ほどのごみの問題とか、施設整備の話とか、大きな話は行政が責任持ってやらなくてはならないと、このように思ってますし、まちづくりの中でも地域に密着したまちづくりについては市民主体、あるいは協働の領域です。行政の中にそこは入ってこないのではないかと、行政に入ってくるのはうきは市全体を巻き込んだまちづくりは行政が責任持たなくてはならない。そこをなぜ強調するかというと、この領域はやっぱり市民の皆さんに権利も与えますが、責務も負わなくてはならない。安易にそこを広げてやると、責務を求めてくる、そこをしっかりと押さえたやっぱりまちづくりをしていかななくてはならないのではないかなと、このように思っています。

したがって、情報開示でもB、C、Dはほとんど開示できます。不開示はありません。もう可能な限り、情報を共有していきたいと思ってます。私が申し上げてるのは、行政主体の、行政が責任を持ってやらなくてはならない領域の中に情報公開法があって、なかなか開示できない世界がある。これをずっと毎回申し上げております。そして高松議員も自ら協働のまちづくりの基本条例の解説の中に、肝腎なところが質問で抜けているんですが、公開が可能な情報について積極的に開示してくれと。やっぱり何かは抜けてるもので、そこは御指摘して、ちょっと議論をしていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 教育長のことをお伺いしてから進みましょうかね。すみません。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が言われた中で、18歳選挙権、そしてそれに向かってどうするのかというのは、過去の議会でもお尋ねがございました。

今、うきはの小・中学校が一生懸命やってることは、やはり子供たちが身の回りの問題を解決する。児童会、生徒会活動の充実であります。この連携を基に今、協働して取り組んでおる。こういったことを積み上げたいと1点は思います。

それから、2点目の議員が言われた、これは私も何かで見聞きしたんですが、どこかの中学校が町に対して案を練って、それを論議して、それに対して町が予算化していると。そういうふうな取組があるということは承知いたしております。そのことが浮羽究真館高校というところでどうなのかなというところもいろいろ思うところではありますが、興味深い取組ということでは認識いたしております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 前の議論に戻って、少年議会の取組というのは、何年か先を見て

のことだと思っんです。その子供たちが成人して社会参加、どんどん積極的にするようになって、町に出る、都会に出る子供もいるでしょう。でも、やっぱり自分の町のことが気になって、自分の町のために活躍するという方もたくさんおられるみたいなので、そういう意味で将来的にうきは市のまちづくりのために大変有用なことだと考えますし、今一番言われてる若者の投票率を何とかしないとということにも貢献すると思っますので、ぜひ何かのそういう方策を考える際には頭の隅には置いといていただきたいと思っます。

続けてよろしいでしょうか。市長との議論になりますけれども、おっしゃることは分かります。私自身はある程度、認識は近いものだとは思ってるんですけども、市のいろんな施策が出されたとき、前回お話ししましたけど、るり色ふるさと館の建築に際して、出来上がってしまっしてからいろんな不具合が分かってきた。それ、分かってたら改善できたのにつて思っところがたくさんあっただけで、そういう点は早めに情報開示して、情報提供していただくによかったかなというところはもう、もっと前から言うと、図書館の建設のところでも近いことがあっただけですね。もうそこまで遡っても覚えてらっしゃる方はあんまりいないと思っますので、遡りませんけれども。

おっしゃるように、市が主導して生活基盤の問題とか、そこら辺はかなり市のほうが中心になれるんだと思っますけれども、やはり地域の方、利用者の方の目線というのが届かないと、実際つくっってしまったから困っただけになる。それを防ぐためには、ちょっと早めな情報提供をやっていただきたいという。もう、そこのところが一番です。そのタイミングというものの難しさはあると思っます。そこはよく考えていただいて、議会にも提案いただいて、早めに出したほうが良いと思っところは早めにお願っしたいと思っっております。コメントあれば。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、るり色ふるさと館であったり、以前の図書館の建設の話が出ました。そういう大きな市全体の施策については、しっかり民意を反映してやるのが私の責務だと、こう思っっています。そこはしっかり受け止めさせていただきたいと思っます。

それから、先ほど市民が主体の領域と行政が主体の領域って、それをばさっこの条例で切るつもりはありません。議員も御承知のように、今、議論になってる第9条委員の公募です。その前に、まず市民主体のまちづくりについても、我々は市民の領域に入り込むことなく、いろんな補助金なんかを設けて助成制度なんかもやらせていただっけてます。一方、この右側の市主体の取組については、第9条で委員の公募等で、審議会とか委員会等で積極的に一般の市民の方を入れる。そういうこともやらせていただっけております。

したがって、先ほど言っただけ市民主体については、この第11条のまちづくり活動の推進の中で、市民主体でも行政が補助金をつけるなど助成制度を第11条でやってるし、第9条では行政主体

であっても審議会とか委員会に市民の方を入れてやる。こういう条例に基づいて両左右についても取組をしている。しかし、大きな本筋はやっぱり真ん中の、市民の皆さんと我々が協働領域でどういうまちづくりをするか、これが大きな一丁目一番地だと、このように思っていますので、また今度、高松議員とはこの領域で議論をさせていただければありがたいと、こう思っています。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 私も同様の思いはあります。

市民の中に、この協働のまちづくり基本条例というのがまだまだ浸透していない。なので、審議会への参加も、もう何とか来てください、私も呼ばれたことがありますもん。応募者が少ないから、前、経験があったから来てくれませんかと言われたこともあります。そんなことを考えると、もっと市民の中に、まちづくり条例が浸透するようなことをして、本当の真ん中の協働のところが進んでいくということだと思いますので、もうどこかが先に進むというのはなかなか難しいと思います。まず浸透するところから、それで職員の皆さんにもしっかりこれを意識していただく、それを進めるためにもいろんな仕組みで市民のワークショップとか、何か政策を決める中でもワークショップをできるだけたくさん開いて、市民の方にたくさん入っていただいて、協働のまちづくりというのを言葉だけじゃなくて実際体験していただくという、そんなことがこれから——15年もたってますけれども、もっと必要だなと思いますので、これは意見だけにしておきます。

次に進んでよろしいでしょうか。

次が、積極的な情報提供をで、ここでこの資料を説明するつもりだったんですが、これもほとんどは前回と重なる資料です。これまでも情報公開についてもっと進めてほしいというようなことを言って、今の市長との議論でかなりそこが出てきましたので、ほかのちょっと取上げたいので、ここは、特に言わないといけないことは何かありましたかね。そうだ、ありました。

昨夜気づいたフェイスブックの記事なんですけれども、「どげんね！水」というのが目に飛び込んできて、これって、この春、「どげんね！うきは」という情報発信と交流を進めている市民グループがありまして、その方たちがこの春は「どげんね！選挙」というので、市民への選挙参加を進めてくれた、そういうグループの発信でした。

12月15日の夜に水環境課長を招いて、水のワークショップをするということだそうで、大変素晴らしい協働の取組になっているんだということで、ちょっとここで御紹介したいと思ったところです。こんなふうに早めに、これが早いかどうかというお話もまたあるかもしれませんが、早めに情報提供と丁寧な説明をすることで計画や方針を決めてしまってから公表して、市民の皆様からもっとこうすればよかったのにと、そんなことを悔やまれないように努めていただきたいと思います。これは提言だけでよろしいかと思います。

次の質問に移ります。通告してますとおり、職員のストレスマネジメントについてです。

6月定例会でも質問しました。新人職員の早期退職予防対策としてチューター制度を始めたという答弁がありました。その効果と、以前から行われてきた「職員に対するストレスマネジメント対策」の効果について伺うというのが1点です。

それから2点目が、職員のストレスのうち、これらうきは市に限ることではありません、民間企業でもそうです。上司との人間関係ストレスが大きな割合を占めていると思われまます。パワーハラスメントという状態になれば、精神衛生上の大きな問題を生じることもあります。予防の取組について市長の認識を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、職員のストレスマネジメントについて、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目のチューター制度の導入による効果と職員に対するストレスマネジメント対策効果についての御質問であります。地方公共団体は社会経済情勢の変化に伴い、高度化・複雑化している事務・事業を実施するとともに、少子化対策や地方行政のデジタル化など、新たな行政需要への対応が求められております。加えて、近年頻発する大規模災害や世界規模で感染拡大している新型コロナウイルス感染症防止対策など、突発的で多大な業務量となる事案への対応もしなければなりません。

このような厳しい状況の中で、地方公共団体がその役割を十分に果たしていくためには、業務に当たる地方公務員が心身ともに健康で、その能力を十分発揮できることが必要ですが、近年、メンタルヘルス不調により長期休務する地方公務員の数が増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっております。

うきは市においては、新規採用職員に対して早期離職防止の観点から、所属する上司とは別に、年齢の近い先輩職員が新規採用職員をサポートする「チューター制度」を令和4年度から取り入れており、新規採用職員の精神的なサポートを通じて、孤立の防止やストレスの軽減につながっているものと、このように考えております。

この制度を導入したことにより、先輩職員と新規採用職員の間で仕事に関するコミュニケーションが活発化するなどの成果も上がっているとともに、指導する側の先輩職員のスキルアップにもつながっております。また、職員全体に対しては、毎年、メンタルヘルス研修を実施するなど、厚生労働省が定める「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、継続的かつ計画的なメンタルヘルスカケアを目指しております。令和2年度からは民間事業者に委託し、職員援助プログラムとして職員本人または家族の方が、臨床心理士や精神保健福祉士の資格を持つカウンセラーに相談できる体制を取っております。

また、これとは別に、令和4年度からはメンタルヘルス不調者への復職支援事業を実施し、復職につながるなど一定の効果が出ているものと判断をしております。

このような取組を通して、引き続き職員とその家族をサポートし、また組織の活性化に向け、職場環境の改善と福利厚生の実施を図ってまいりたいと思っております。

2点目のパワーハラスメント予防に関する質問ですが、令和2年6月1日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、地方公共団体においては「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上、講ずべき措置等についての指針」に基づき、職場におけるパワーハラスメントを防止するために雇用管理上の措置を講じなければならないこととされております。

国におきましては、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、パワーハラスメントの防止のための措置及びパワーハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めた人事院規則が改正されております。

うきは市につきましても、国に準じて令和2年に「うきは市職員のハラスメント防止等に関する規程」を整理するとともに、「うきは市職員ハラスメント防止の指針」を策定しております。具体的には令和2年度から毎年、独自研修として階層別にハラスメント研修を実施しており、また福岡県市町村職員研修所での研修においては、特に新任課長研修の中で、パワーハラスメントをはじめとするハラスメントについての理解を深める学びを行うなど、様々なハラスメント防止に向けた取組を進めております。

職場におけるハラスメントは、働く個人としての尊厳を不当に傷つける許されない行為であるとともに、職員がその能力を十分に発揮することを妨げるものであります。また、市にとっても職場の秩序の乱れ、業務への支障につながり、ひいては市民サービスの低下や市民からの信用、信頼を失うことになりかねません。うきは市としましては、こうした取組を強化し、今後ともハラスメントを防止し、組織力のさらなる向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ストレスマネジメントのことで、またいろいろ取り組んでおいでというのとは分かりましたし、分かっていたこともありますが、再質問というより提案になります。この件に関しては資料は準備していません。

チューター制度のお話がありました。予防的な取組としての一定の効果はあると思いますが、ストレスマネジメント対策としては、その職務のこと、それから慣れない職場でのいろんなこと、年齢の近い方は相談しやすいだろうとは思いますが、前回もお話したんですが、割り当てられた相談するほうの側、相談されるほうの側、組合せ決まってるかと相談しにくいということもあつたりするので、相談する側が相談したい人を選べるというような制度をぜひこれから考えていた

だきたいなと思います。

そうすると、同じ部署の先輩を選ばないと悪いという雰囲気があるとしたら、その職場、その雰囲気自体もちょっと課題と言えます、職場環境としてですね。後輩に気を遣えというわけではありません。誰とでも人間関係よく、職場内でサポートし合うような、そういうところになっていただくのが理想です。そういうところだと職場の先輩が選びやすいと。頼られる人になるように、これは精進というんでしょうか、そんなことが皆さん求められると。新人も数年たてば先輩になって後輩をサポートする立場になるという、そういう考え方です。コメントございましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。

御提案ありがとうございます。チューター制度につきまして、今年度、御存じのとおり、始めたわけですが、予算のない中で短期間で、時間のない中で素人がつくったというものでもございました。いろんな御提言もいただきながら、最終的には翌年度、予算も関係してまいりますので、ここではなかなか言明はできませんけれども、専門的な知見も含めたところで仕組みづくりをもう一度見直していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 次のところとも係りますので、次のパワハラ対策での再質問のときにもまたこのストレスマネジメントについても触れたいと思います。

パワハラ対策についての再質問なんですけど、法に基づいて、市でも条例があって、私、メモしてきたのは、「うきは市職員のハラスメント防止等に関する規程」という、先ほど市長もおっしゃいましたが、ここでパワハラの定義もありますし、職員の責務、管理監督する地位にある者の責務というのでも定めてあります。定めはしっかりあって、それに従ってパワハラがない職場になっていけばいいんですが、重要なのは予防というところで、ハインリッヒの法則というのがあります。これは御存じの方もおいでと思いますが、労働災害の分野でよく知られている事故発生についての経験則で、1件の重大事故の背後には重大事故に至らなかった29件の軽微な事故があり、さらにその背後には事故寸前だった、事故になってない300件の異常、いわゆるヒヤリハットが隠れているというものです。これをハインリッヒの法則といいます。

これを参考に様々な企業のオフィスワークの分野でも、職場環境の改善に取り組んできています。パワハラと認定されるものは見当たらないとしても、それに類するとはいえ、被害者にはパ

ワハラと感じられている、そういうものが数多く、そのような事態を減らす職場づくりが求められます。厚生労働省の今年の6月24日の発表によりますと、昨年度、2021年度の仕事を原因として精神疾患での労災認定を受けた方629件のうち、パワハラを原因とするものが約2割の125件。この定例会の初日の質疑でも報告ありましたけれども、今年の10月末時点での長期休暇者が2名、休職者が5名ということでした。なかなか改善は進んでいないようです。

これまでの一般質問の機会にいろいろな提案はしてきましたが、このような形での提案では取り組みにくいようであれば、産業領域の心理臨床の専門家を御活用いただくといいと思います。これは予算つけていただく必要があります。市長の見解、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） なかなか議員おっしゃいますとおりにパワーハラスメントの定義、それからその職場の雰囲気等々、なかなか非常に数値化しにくいところがございます。例えば100点満点のうちの50点以上あればパワハラなんですとか、49点はそうじゃないんだよという、判断というのは非常に難しいところはあると思います。そういった中で、私どももなるべく職員等の御意見とか、それから情報など吸い上げながら、そういった事案が発生しそうな場合には、都度、対処をしているところがございます。

先ほどのハインリッヒの法則、私も名称は存じ上げておりませんでしたが、そういう法則があるということは承知しておりました。そういったものにつきましても、今後、何がしかの形で対応できるような形を取っていければと思っております。

先ほどの市長の答弁の中にもございましたが、EAPという形で心理士ですとか、精神保健福祉士の専門家の健康相談といいますか、そういった相談に乗る窓口も設けたりしております。そういったものについては、私どもは誰がどういった相談をしたのかというのは分からない仕組みになっておりまして、本音でしゃべっていただけるようにということで設置もしておりますが、それ以外にも有効な手だてがあれば、随時検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） これはすぐにはいかないことで、予算も必要なことだと思いますので、ぜひ職場環境をよくして、市民サービスの向上につなげていただけるようによろしくお願いいたします。

では、続きまして、3番目の質問に移ります。

うきは市地域再生可能エネルギー導入目標についてです。1項目だけです。

先般、「うきは市地域再生可能エネルギー導入目標（案）」に対するパブリックコメントが11月12日まで募集されてきました。2050年度までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするには、さらなる取組が必要になるというふうに推定されてきました。どのように取り組んでいくのか。これ、目標についてのパブリックコメントなので、まだまだ先の話ではあると思いますが、どのように取り組んでいくかというところで、市長の認識を伺いたいです。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市地域再生可能エネルギー導入目標について、2050年度までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするための今年度の取組について御質問をいただきました。

「うきは市地域再生可能エネルギー導入目標」につきましては、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域の再生可能エネルギーポテンシャルや、将来のエネルギー消費量等の調査を踏まえた再生可能エネルギー導入目標を設定しようとするものでございます。10月14日から11月12日までの期間、うきは市ホームページで市民の皆様からの御意見を募集いたしました。現在、いただいた御意見に対する考えを整理しているところでございます。

目標の作成に当たりましては、まず、将来の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の推計を行っております。推計の手法につきましては、環境省が提供しております「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」などに準じた方法で推計を行いました。その結果、議員御指摘のとおり、本市において2050年二酸化炭素排出実質ゼロを達成するためには、さらなる取組が必要との推計結果となっております。

内容を具体的に申しますと、基準年度としております2013年度（平成25年度）のうきは市の温室効果ガス排出量は26万7,000トンとなっております。2019年度（平成31年度）には20万2,000トンまで減少しております。これは社会経済の状況や技術革新、再エネの導入等が進んでいることが背景にあるものと推測できます。そのことを前提に複数のパターンで推計を行った結果、2050年のうきは市域から排出される温室効果ガスの量は4万9,000トンと推計されております。

また、森林の二酸化炭素吸収量につきましても推計を行っております。こちらは、林野庁長官通知の「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」に基づき推計を行いました。その結果、年間の二酸化炭素吸収量は3万5,000トンとなっております。排出量4万9,000トンに対して吸収量が3万5,000トンとなりますので、実質ゼロとするにはその差1万4,000トン以上の排出量削減の取組が必要となります。

今回、作成しております「うきは市地域再生可能エネルギー導入目標（案）」は、うきは市におけるカーボンニュートラルへの取組の第一歩として、将来の温室効果ガス排出量を推計し、具

体的に数値として見える化に取り組んだものであります。

「温室効果ガス排出量の削減」というテーマは、「エネルギー対策」と表裏一体の関係でありますので、省エネ対策と同時に、再生可能エネルギー導入などにより温室効果ガス排出量を減らしていく取組が重要であると考えております。同じエネルギー消費量でも、用いるエネルギー源によって二酸化炭素排出量は異なってまいります。二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの導入を進め、それを地域で消費できる仕組みをつくることなどを通して、地域脱炭素化と地域経済循環率の向上を同時に達成できるような取組を検討するとともに、より削減効果の大きい対策を速やかに講じていくことが必要であると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） それでは、再質問します。

これは導入目標案であり、環境省の計算方式に基づく試算としてこうなったということは理解しました。その上で目標達成なり、それを上回る二酸化炭素の排出削減を達成することに大きな意義があると思います。それを可能にするであろう有能な職員もおられます。この地域の削減量というだけじゃなくて、地域内で再生エネルギーを使うという地域内循環ということをしっかり意識していただいて、将来のことを考えていただくというこれからの取組だと思っておりますので、そこに大いに期待するところです。

そしてまた、耕作放棄地の有効利用による二酸化炭素排出削減への貢献というのも提案したいと思っております。これまでも申し上げてきましたけれども、うきは市の森林はエネルギー源として大きなポテンシャルがあります。私、これまでも何回か、ゼロどころじゃなくて吸収量のほうが大きくできるよというようなことを度々申し上げてきました。これ、私、環境省の計算式とか知らずに、できるはずだと思って言っただけなんですけれども、試算の中では杉、ヒノキ、その他広葉樹というのも含めて二酸化炭素吸収量を計算されているようです。杉、ヒノキは、まあまあ吸収量はいいんですけども、もっといい種類の樹木を選べば、もっと二酸化炭素吸収率、固定化率が高い。もう伐採期に来てる杉、ヒノキが多いので、そういうのを切って、吸収率のいい木に植え替えるという、そういうのはもちろんなんですけど、耕作放棄地の有効活用と申し上げましたけど、これ、資料をおつけしています。

農林水産省の農地の荒廃防止の支援対策対象事業として植林が追加されています。これ、森林組合から教えていただいた情報で、農林振興課も既に御存じのことと思います。それから先ほど市長、どなたでしたっけ、前の答弁の中で似たような事業、ちょっと私、書き留め切れなかったんですけども、農林水産省の農地を活用した何かよさそうな事業の、先ほどA3の横長の資料をお持ちでしたけれども、それも似たような事業だと思っております。

農地に植林をしてもいいよというのが出てきておりますので、ただこれ、いろんな条件がやっ

ぱりあると思います。そこはしっかりお調べいただいて、荒廃農地の活用でありますし、二酸化炭素の固定化でもありますし、荒廃農地の中で耳納山麓土地改良区の関係のところも結構もう耕作困難なところが出てきております。そんなこととかとも絡めて、ぜひこういうのに取り組んでいただいて、ここに挙げたのは植林だけじゃなくて、ほかのもありますので、家畜を放牧する、蜜源作物、レンゲですとか、いろんなものがあります。資源作物、一番下の絵の上の10行ぐらい上のところに資源作物、エゴマ、シソ、エリアンサス等と書いてますけど、油を取るものが多いみたいです。こんなもので、あまり農家の方が手をかけずに収入が得られる。そこに交付金も使えるというようなものですので、ぜひこんなものを検討いただけたらなと思います。市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 農地を山に戻すという大きな課題も見えてきましたので、しっかりそういう情報をキャッチしながら、森林による二酸化炭素吸収量を増やすという方法も大きな検討材料として受け止めて、今後、進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ちょうどいい時間になりました。いろんな提案させていただきました。ぜひ職場環境をよくするためとか、市民の皆さんにしっかり協働のまちづくりに取り組んでいただくためとか、二酸化炭素固定をしっかり進めていただくためとか、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。2時45分より再開します。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

本日最後となります。

次に、8番、岩淵和明議員の発言を許可いたします。8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 本日最後の一般質問となります。お疲れのところ、よろしくお願ひいたします。

早速、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

今、市民の暮らしは大変厳しいものがあると思います。燃料費の高騰や食料品など、そして10月からは医療の窓口負担一部引上げ等、生活基盤の危機的状況が進行しているというふうに

認識しております。総務省が公表した11月の東京の消費者物価指数3.6%、これは10月に総務省が同じく発表した数値、類似しているという。10月に非常に食品関係のたくさんの種類の値上げがあったというのが大きく影響している。この11月の東京の消費者物価指数、40年7か月ぶりの高水準ということで、生鮮食品を除く食料は去年の同時期と比べて6.7%上回っているというふうに報道されております。

生活や産業の基盤となる燃料価格をはじめ、円安による輸入価格の高騰が追い打ちをかけて、さらに家庭用電力の規制料金値上げ申請がされております。年明けには一層市民の生活が苦しくなる、こういう状況になっているというふうに思います。

このような状況下の中で、うきは市民の暮らしについて質問させていただきたいというふうに思います。大きくは3点、1つはコロナ禍での現状と課題、それから2点目は特別支援学級について、3点目が保育料についてであります。

まず最初にコロナ禍での現状と課題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

9月26日をもって新型コロナウイルス感染症の全数報告が廃止されました。その後、うきは市民の感染状況をどのように把握し、感染拡大防止に努めているのかお尋ねをしたいと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響と物価高騰で経営危機が危惧されております。うきは市内事業者の影響調査を行い、相談窓口の強化や利子補給制度など、独自の支援策を実施すべきと思うが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、コロナ禍での現状と課題について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目が新型コロナウイルス感染症の全数報告の廃止後の感染状況の把握と、感染拡大防止についての御質問でありました。

議員御指摘のとおり、9月26日から全国一律で、感染症法に基づく医師から保健所への発生病届の対象が65歳以上の方、入院を要する方など、4類型に限定されました。そのため、市内の新規感染者数の実数把握はできておりません。現在、県が公表する「保健所ごとの受理件数」の状況から、本市を所管する北筑後保健福祉環境事務所や隣接する久留米保健所の新規感染者数を確認し、感染者数の動向を把握しているところでございます。

感染拡大防止につきましては、発症予防、重症化予防を目的としたワクチン接種の体制を確保しております。浮羽医師会の御協力の下、接種を希望する生後6か月児から4歳児の乳幼児接種、5歳児から11歳児の小児接種、12歳以上の方の初回接種及びオミクロン株対応ワクチン接種を適切に進めております。特に年末年始の新型コロナウイルス感染症の流行に備え、初回接種を完了した12歳以上の方が年内に2価ワクチンが接種できるように、土曜日の夜間接種を増やす

などして接種の加速化を図っているところでございます。

重症化しやすい高齢者施設等においては、「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金」の対象外となった市内事業所に対して、市の独自支援策として「高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金」を給付し、感染症防止対策の支援を行ってまいります。また、学校や保育所等においても、引き続き衛生用品の配布や基本的な感染症防止対策の徹底に努めます。

市民の皆様にはワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指の消毒、3密の回避、換気などの基本的な対策をはじめ、感染症防止対策の徹底をお願いするとともに、感染の再拡大時には国や県の指示に基づき、市民の皆様に適切な情報発信を行い、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

2点目が、市内事業者の影響調査と支援策についての御質問でありました。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は世界規模で経済を直撃し、企業活動にも大きな影響を及ぼしております。経済産業省が発表した令和4年版「中小企業白書・小規模企業白書」によりますと、中小企業や小規模事業者を取り巻く経営環境は、2年に及ぶ感染症の流行や原油、原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約もあって、引き続き厳しい状況にあると言われております。

一方で、ウィズコロナの時代の中にあっても、企業を取り巻く需給構造の変化やデジタル・グリーン化の進展等を踏まえ、事業再構築などに取り組みながら、次の成長に向けた取組を進めようとしている中小企業等が見られることも指摘されております。

議員の御質問であります市内事業者の影響調査につきましては、うきは市商工会が市内事業者に対してコロナに関する影響調査を実施しております。今年9月に調査をした結果によりますと、「コロナの影響が大きい」と回答した事業者は全体の60%で、「影響が小さい」と回答した事業者は37%、「ほぼない」と回答した事業者は3%という結果となっております。

市では事業者の皆様をサポートする支援拠点としてU-B i Cを整備して、商工振興の担当とうきは市商工会で連携を密にして、事業者支援に注力をしているところであります。特にコロナ禍においては、市と商工会で無料の支援窓口を開設し、中小企業診断士やうきは市商工会の経営指導員による各種補助金の申請手続に関する支援を行っております。

また、商工会におきましても窓口の業務量の増大や支援体制の充実といった運営上の課題があることから、市では商工会に対し財政面で支援し、事業者を間接的に支援する取組も行っております。

行政としましては、商工会とともに様々な影響を受けつつも取組を進める事業者を直接的、かつ間接的に引き続き支援してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） まず、コロナ感染防止策ということで言うと、引き続きワクチンということになると思います。今現在、2価ワクチン接種しておりますけれども、2価ワクチンがどのくらい接種されてるというのか、そういった数値は、何パーセントくらいされてるのか分かりますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

2価ワクチンの接種率でございますけれども、12月1日時点で28.12%でございます。初回接種完了した12歳以上が2万2,542名に対して接種者数が6,338名となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味で言うと、12月1日に県は改めて警報を出されております。そういった意味では、先ほど答弁にもありましたように、北筑後保健所管内、久留米管内の状況について注視しているということでもあります。

私も実際に県から出されている1週間単位のデータを把握しながら推移を見守っているところでありますけれども、今、先週までの数字で言うと、大体3桁に乗ってきているという状況が、1週間通じてうきは市内で感染されている比率という、推計ですけれども。そういった状況が生まれてきているなというふうに思ってます。その前までは2桁のレベルだったものが3桁に変わってきているという状況があるかと思えます。

もともと感染症になってる方の把握を、法律上はまだ変わっていないわけで、位置づけはなし崩し的に数値をなくしてきてる、発表してないということになっているわけですが、一方でインフルエンザで見ていると定点数値というのが公表されています。今、直近の1週間で0.1というインフルエンザの状況が公表されています。1以上になると地域の流行が始まってくるという状況になってくると思うんですけども、そういった定点的な推計も、実を言うと何も出されていないというところに非常に問題があるのかなというふうに思ってます。

そういう意味で言うと、12月、師走に入りましたけれど、いろんな催しものが年末いろいろあつたりするんですけども、飲食が控えられて感染拡大について非常に疑心暗鬼になってるというのが市民の皆さんが抱いているところではないかなというふうに思ってます。そういう点では、感染防止策について改めて飲食や、あるいは事業所ですけれども、そういった情報をどう受けの状態、感染拡大にこういうふうに努力をします、例えば10席あるけれど、その半数で受

け入れているところだとか、換気を常にサーキュレーターとか、そういったのを入れて換気をきちんとやってるとか、そういった事業所単位というか、いろんな情報が実を言うと分からないのが実態なんですね。だから、予約していいのか予約して悪いのかがよく分からない、その辺のところを実を言うとあるような気がしています。

そういう意味では、商工会や観光協会を含めて、個人のお店に特定するわけじゃなくて、産業として、うきは市の事業者のところはこういうふうにしてますよという情報発信、実を言うと、あったらいいなというのが正直なところですよ。でないと、皆さん、寄り合いをやっぱり嫌がる、そこまで踏み切れない状況がある。本来的には規制はないわけですけども、そこの生活に実を言うと行き届いていないのが現状ではないかなというふうに思います。そういう意味では、発表がなくなったことに対して、逆に不信感を抱かれる状況が生まれてくるのではないかなというのを危惧しているところであります。そういったところに対するアプローチというのは、市長は何も考えてないですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、一番近い久留米市の保健所の動向とか、1週間ごとに、私だけじゃなくて管理職全体で共有し合いながら見ております。

先日、12月1日に福岡県、服部知事は、第8波の入り口に差しかかったということで福岡オミクロン警報を発令しました。そういうことも共有しながらやらせていただいているんですが、全体的には、ちょっと安易なことを言うつもりはないんですが、ぐっと伸びてきているのが、伸び率が鈍化をしている傾向もあるというふうにもテレビ等では報道されているところであります。

そういう全国の動きであったり、福岡県全体の動きであったり、近隣久留米市の動き等をしっかり頭に入れながら、今後、対応していかなくちゃいけないと思うし、また一方、福岡オミクロン警報が発令されても行動制限は求めないと服部知事もしっかりコメントしてるもので、我々も市内の社会経済を回すということもやっぱり考えなくてはいけない狭間の中で、私は今、事あるたびに、いろんな会合に出るたびに、基本的な感染防止対策、マスクの着用であったり、換気をお願いする、そういうところをずっと会合のたびに申し上げておりますので、今後もいろんなところでそういうお願いをしていきたいなと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そこまではいいんですよ。その次の手、いわゆるウィズコロナというんですか、コロナが完全になくなる状況にはない中で、経済をどうやって回していくかといったところに、実を言うと具体策が出しきれていないのが現状なんだろうと思うんです。そういうことを、コアな部分で言えば、うきは市で商売をされている人たちの情報、現状をやっぱりきちんと市民の方にも知らせていくということも1つの市内の事業所を維持、あるいは救っていく

ことの大事な点ではないかなと思って、商工会や観光協会という意味合いで言ったわけですが、そこに対する、また支援もひとつ検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、子供たちの感染の問題についてですけども、12月1日以降、県は無料検査場をまたしております。うきは市内の実情はどうかということを確認したいんですけど、無料検査場のうきは市内での設置状況。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 薬局等における無料検査場につきましては、当面の間、実施するというので検査を実施しているところです。薬局のほうに検査キット等を確認しましたら、現在、潤沢にありますので、検査は実施できておりますという回答がございました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういった情報も、実を言うと出されてるのかどうかちょっとよく分からない。あまり見ない。ワクチン接種の項目しか出てこないの、ぜひその辺のところの広報もやっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、子供たちへの検査キットというのが、実は大阪で配布して、11月末まで60万個提供したという情報が入ってました。もちろん非常に密になる場所ですので、そういった意味で例えば保育施設だとか、学童保育だとか、そういったのを通じて保護者からの要望を聞いて配布してるという状況があるんです。そういったことも補完する形として大事、ただ、これは唾液検査ですので、感度はちょっと低いという状況があります。いわゆるPCRとは違いますので。ただ、そういったことに対する要望も、実を言うと保護者の方は多分あるんだろうと思う。

こういった事例に踏まえて、そういった対策、周辺の市民が安心して生活ができる環境をどう作るかということについて、もっと具体策を考えていただきたいというのが私のお願いであります。市長、答弁ありますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御案内のように、いわゆる抗原定性検査キットの配布が10月末に停止されていたところなんですけど、12月1日に福岡オミクロン警報の発動に伴いまして、12月2日から有症状者と濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布が再開されております。そういうこともしっかり周知すると同時に、実は12月1日から福岡県議会が始まっております。この中にまた大きな補正予算が組まれておりまして、まだ詳細な内容は承知してないんですけど、

かなり新型コロナウイルス感染症対策も盛り込まれてるやに聞いてますので、そういうところもしっかり見据えながら周知を図っていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 次に、事業者への支援についてです。

事業者は、この長引くコロナの中で三重苦と言われておりまして、物価や原料高騰、それから大事なのが過剰債務という状況に陥っているというのがあると思います。令和4年3月末時点でコロナ対策融資は全国で42兆円と言われております。その3割は過剰債務と言われております。物価高騰の影響における倒産、過剰債務倒産を危惧しているところであります。

先ほど市長の答弁の中で、商工会がアンケートを取ったという数値を出されております。そのとおりだと思います。商工会加入にしている事業者だけではなくて、非会員も含めた——商工会自体も一部相談に乗っているというふうな報告は聞いておりますけども、改めて市内事業者へ全体について、商工会がアンケートしているからいいやということではない、商工会のアンケートもどちらかというところがあって、具体的にどういった要望があるのかということについてまではちょっと正確にはつかめてないところがありますので、ぜひこれを救う手だてを検討していただきたいと。

例えばさっき質問の中で申し上げたように、利子補給という言い方をしたんですけど、これはあくまでも例えばの話ですけれども、追加の融資を、例えば保証料をうきは市が担保して、担保をベースにして無利子で補給するとか、そういったことも、財政上なかなか難しいところがありますけれども、検討する値の状況ではないかというふうに、今の状況を見てみるとそう思うんですけれども、具体的にうきは市として、事業を営んでいる方々へのアプローチは何か考えてないんですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員の御指摘は、今まで国が進めておりました実質無利子無担保融資が9月末に終了して、その後の対応だろうと思います。実際、うきは市内の事業者の皆さんがこういう無利子無担保をどれだけ借りてるかというのが、残念ながら貸付先が金融機関であり、商工会であっても市内の申請件数を把握することができてないと、こういう現実ですから、そのところは御容赦願いたいと思います。

しかし、そういうことがあることを前提に、我々も施策を打っていかなくちゃいけないんですが、利子補給というお話があったんですが、今でもうきは市はコロナ前から中小企業貸付利子補給制度というのをやっているんですが、何せ低金利がずっと続いていますので、ほとんどちょっと機能してないようなところがあります。したがって、今、うきは市がやるべき施策としては、利子補給制度よりも様々な事業内容に応じた細かい支援をしていくことが重要じゃないかなと思っ

ています。

また、国の動向で恐縮ですが、12月2日に国の第2次補正予算が成立したところで、経済産業省の中小企業・小規模事業者関連予算もかなり盛りだくさん、例えば今、議員が指摘してる無利子無保証が終わりましたので、その資金繰り支援も新たな支援も出てきています。そのほかにも価格転嫁対策のさらなる強化、さらには事業再構築補助金もかなり手厚く上がってますので、こういうことをしっかり情報をキャッチして、商工会を通じまして事業者の皆さんに周知していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） いずれにしても直接支援ということにはならないと思うので、間接支援ということになると思うんですけど、いろんな方法があるかと思えますので、これから補正予算の審議もありますので、その辺の中で改めて問いただしていきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

2つ目は、特別支援学級についてであります。

うきは市の公立学校特別支援学級における支援の現状について、どのような評価をされているのかお尋ねをいたします。

2点目は、支援に当たり、担当教師と支援員との日常コミュニケーション方法の確立と、学校管理責任者やコーディネーターによるケースワークが重要と考えますが、所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 特別支援学級について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目の特別支援学級の支援の現状と評価についての御質問ですが、児童・生徒の実態に合った適切な学びの場を保障するために、令和4年度は小学校24学級、中学校6学級、計30学級の特別支援学級を設置しています。学級としては、知的障がい、肢体不自由、病弱、視覚障がい、自閉症、情緒障がいです。

5年前の学級数と比較し、小学校で9学級増となっています。また、本市においては特別支援教育の充実を図るために特別支援学級支援員を11名配置しております。実際の指導に当たっては、障がいの程度に応じて適切な指導を行うために学習指導要領、個別の教育支援計画を踏まえつつ、保護者の意見を十分に聞いた上で個別の指導計画を作成し、その計画を基に特別支援学級、交流学級において指導を行っています。

また、担当教諭等の特別支援教育への理解、指導力の向上を図るために、昨年度から市独自に特別支援教育のカリキュラムに関する研修等を実施したり、県の巡回相談事業の活用を促進した

りしています。さらには、初めて特別支援教育に関わる教員や支援員の指導力向上のために、北筑後教育事務所から出されている「特別支援学級担任スタートブック」を各小・中学校に配布し、理解を深めるように促しているところがございます。

2点目の、支援に当たり、教師と支援員とのコミュニケーション及び学校管理責任者やコーディネーターによるケースワークについての御質問でございますが、支援に当たっては個別の指導計画を基に指導目標、内容、方法を共通理解するようにしています。具体的な打合せについては、各学校で工夫し、朝の時間、空き時間、放課後等を活用し、共通理解を図るとともに、日常の指導場面において担任と支援員が協力して、より個に応じた指導の向上に努めています。

また、定期的に各学校、管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に情報共有、取組を評価する会議を実施しております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今の現状についての評価は、先般出された教育委員会の権限に属する事務の管理及びそういったところに記載されておりましたので、そのとおりの御回答だったと思います。

スタートブックを活用されてるということですが、このスタートブック、ちょっと私は拝見したことないんですけど、支援員の方にも渡っているんですか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） これは現物がここにございますが、特別支援学級担任スタートブックといまして、それぞれ特別支援の子供たちに対する具体的な対応の4箇条とか、あるいは何を大事にしていくのかとか、そういう細かいことがきちっと書いてありますので、これを読めば、まずは基礎的な知識は十分得られると。これは全ての学校に配布しておりますので、特別支援学級担任及び支援員で活用いただいていると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今回の質問に当たって、現場の支援員からの、ちょっと従事されてる方から御意見いただきまして、その方の話によればですね、仕事に対する価値観、自尊心が失われる現場が心配だというようなことでした。

要はなかなか支援員、資格のある人もいるんだろうけど、資格のない人も含めて募集してる。これ、たまたま今回も募集されてますね。そういう意味では、特別支援学級、いわゆる特別支援教育を前提にした、そういったことを踏まえてやらなきゃいけないということになると思うんですけど、そこへの学びのところが少ないんじゃないかという御指摘なんですね。そして、ましてや子供一人一人によって個別指導計画書が作られてるということについて、ちょっと確認してみないと分からないですけど、それについても多分十分に承知していない背景があるのかなとい

うふうに思うんです。

そういったところで、今、各学校現場で具体的に協力の関係を築くための会議を行っているということですが、これもやっぱりきちんと、ルール化とは言いませんけれども、それぞれ学校によって時間帯違いますから、その辺のところも教育委員会として採用と派遣を決めるわけですので、きちんとルールを確立するべきではないかなというのは非常に気になったところです。そういった意味で、ここで取上げさせていただいたという関係であります。

それで、特別支援学級の担任の先生についてです。これ、そもそも平成18年に特別支援教育の法が改正されて、こういった形にしてきた。先ほど教育長がおっしゃったように、この間の学級数及び生徒数が相当増えているという実態がある。専任の担当教員が非常に苦労しているという実態を聞いております。

そういう意味では、今現在、専任の担当というか、今、30学級ですから、30人の先生がいるということではないですよ。担当の数は、担任の先生の数は何人おられるかということと、併せて特別支援学級の免許を持っておられる方は何人おられるんですか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 特別支援学級1学級につきまして担任1名でございますので、30学級あれば、基本的に担任は30名ということでございます。

それから、特別支援学級の免許を持つてる者は、ちょっと手元にデータがございませんが、数的には少ないというふうに理解をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味では、教員や支援員の方が中途退職されるという事例は、うきは市では起きていないのかというのをちょっと確認したいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 支援員等が個人的な事情で退職されるというケースはございます。学校の先生が、それも同じく個人的な事情で、講師の方等が退職をされるというケースはございません。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 全て個人的な事情ということになるわけですね。要するにそういう方が個人的な事情があろうと、途中で替わったこともあるということですね。

大事なのは、そういう意味では、教える側としても1人にさせないということだろうと思うんです。だから、協力関係を築かないと非常に大変だなというふうに思っているところです。

そういう意味では、ケース会議というか、ケースワーク会議というのが日常のところで、これ

は学童保育なんかでもそうですけど、必ず記録を取るというふうになっているはずなんですけども、なかなか現場のところで記録取りながら子供を見守っていくというのは難しい話なんですけれど、きちんと時間をつくって振り返りを行って、それをきちんと担任の先生に返していく、そういった作業も含めて、今、たしか勤務時間はあそこの募集で見ると8時から16時だったと思うんですね。確かに厳しい時間帯ではあることはあるんですけど、先生方の配置がそれでいいのかどうかも含めて、改めて振り返りを行う必要がないのかな、これだけ100人を超える、全体で100人を超えるという意味ですけど、学級数も増えて、こういった中できちんと研究って言ったら変な言い方になりますけど、そういったことも大切な時期に来ているのではないかなというふうに思います。

そのことが、強いて言えば、通級やインクルーシブ教育との関係も非常に成立する形になるだろうと思うんです。そういった、将来を見据えた展望ある現場を作っていくということが、今は非常に大事ではないかなというふうに思います。相談を受けた方からすると、要は私たちが発言する機会があまりないと、参加する機会があまりない。16時になれば、会議が途中で帰っていいよというふうになって帰らせてもらうというふうなことをおっしゃってましたので、マニュアルというか、スタートブックですか、そういうのもきちんと研修を受けながら、支援員の方も学んでいくということも大事だろうと。これは教える側の、寄り添う側の質の向上にもつながると思いますので、ぜひその辺は御理解いただければいいなというふうに思って、これは最後に要望としてお願いをしていきたいと思います。何かございますか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市は特別支援教育に一生懸命力を入れております。ただ、その過程の中で、議員御指摘のような状況があるというのは、私も承知をいたしております。今言われましたようなことも含めて、改めて学校と話をしてみたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それでは、次の質問に移ります。保育料についてです。

3歳未満児の保育料の減免について、近隣自治体との差が大きく、うきは市の幼児教育、保育の負担軽減を図り、少子化対策の趣旨で支援制度を行うよう検討を求め、所見をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、保育料について、3歳未満児への保育料減免について、令和3年3月及び12月議会的一般質問に続き、改めて御質問をいただきました。

前回と同様の答弁となりますが、保育料につきましては、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に掲げる政令で定める額を限度として、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯

の所得状況、その他の事情を勘案して、市町村が保育料の利用者の負担額を定めることとなっております。

本市の保育料は、この国が定めています利用者負担額を基準に、これを下回る額で設定しており、未満児の保育に係る費用として妥当な額になっているのではないかと判断しているところがあります。確かに議員御指摘のように、近隣周辺自治体には本市より保育料を低く設定しているところがあることは承知をしておりますが、3歳未満児の保育所等の入所率等も考慮すると、一概に保育料を安くすることが子育て支援策として適切とは判断できないと考えております。

このため、うきは市では幅広い施策を通して、子育て・少子化支援に対する独自の支援策を提供しているところであります。予防接種や健診に係る支援のほかにも、例えば令和3年度からは妊産婦に1人当たり2万円分のデジタルタクシーチケットを交付する「妊産婦応援タクシー事業」を始めました。令和4年度には3歳以上就学前の通院を無料化する子供の医療対策の充実や、18歳以下の子がいる世帯などが市内で住宅新築・購入する際に補助金を支給する「子育て世帯等マイホーム取得支援補助金」を始めております。

議員の御指摘も踏まえ、保育料につきましても継続して検討はしていきますが、慎重かつ十分に議論を重ねる必要があると考えております。子ども・子育て支援に関しましては、今後も総合的な対策を講じていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ということで、この2回の質問の中で出された答弁と全く同じでありました。それで、私はそのことを前提にした上で質問させていただきます。

うきは市の定めている保育料、今の実態はどうかということで、国が定める基準額より低く設定されてるということについて検証をしました。うきは市の3歳未満児の保育料については、保育標準時間及び短時間、いずれもですけど、3階級までは同額です。第4から第8階層、これは国が決めているのは第8階層までですけれども、低い単価で設定しております。第4階層で3,000円、5階層から9階層、これは時間がないから言いますが、1万9,000円から5万3,000円の幅で低く設定されています。

問題は、国が示している子ども・子育て支援法との関係と考え方が、うきは市の保育料設定に合致しているのかどうかです。親法がそうなってますよね。それと合ってるのかということ。第1・第2階層に類する子供たちの比率、多分1割ぐらいだと。これは一定度の所得水準における無償化ということの第1・第2階層であります。第3階層から有料になります。第2階層から第4階層のAまでは、国の基準からすると全くそのとおりの差がない、ゼロの状態です。第4階層の通常の所得割に対する課税で3,000円安くなっています。そして、第5階層で8,500円と8,400円、そして第6階層で1万9,000円と1万8,700円、第7階層で3万

2,000円と3万1,600円、第8階層で5万3,000円と5万2,200円、第9階層で3万5,100円と3万3,500円です。これは階層が高いということは所得が高いということです。ということは、所得の高いところに多くの、国との基準で言うと、多くの差額が出てくる。特徴的なのは、うきは市は国が定めてる基準8階層ですけれども、9階層なんです。9階層、標準で7万円、短時間で6万8,900円。これをなぜつくったかということだと思っんです。うきは市は、合併以降、保育料を見直してますか。お答えください。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。

国の基準から第5階層をつくったという部分が、合併後に見直したところがあるということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） したがって、子ども・子育て支援法という法律がつけられた時点で見直していないということなんです。さっき言ったように、社会全体で支援に取り組むという方針がきちんと示されているわけです。この考え方、子育て世帯の環境を整える方向、このことが子ども・子育て支援法に基づいて保育料を設定していくというのが国が示していることでもあります。当然、国の中では地方自治体が軽減措置を図っていることを承知してるという前提なんです。

あるところでは、第8段階で4万5,000円の保育料というところもあります。うきは市は5万1,000円、そして第9階層が最高のところで9万円という状況です。その子供たちが、どこに中心点があるかといえば、第4階層から――まず第一に、第1階層と第2階層が1割ぐらいです、無料になっていると。

だから、その後は90%は有料です。そして、中心点、第3、第4、第5階層、これは収入で言えば300万円から500万円ぐらいの数値だと思います。私たちが、大体議員が500万円ぐらい、年間。これで考えても、第7階層4万8,000円。毎月ですよ、これ。月ですよ、4万8,000円。これで子育て支援になるのかと。

ここまで、第7階層まで言えば、45%ぐらいが子供たちが通ってるということなんです。やはりこの中心点のところをどう変えるかという課題をきちんと検討するべきではないでしょうか。市長、どうですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これまでも再三申し上げておりましたし、今回も同じように答弁させて

いただいたんですが、要は我々が踏み切れない大きな原因は、やっぱり各家庭で保育をされてる方とのバランス、それから、ここを手厚くしてしまいますと、当然、未満児を保育に預ける方が多くなります。そうしたときに、待機児童が出るのではないかと。現にうきは市の近隣の市町村で保育料を低く設定しているところがありますけれども、その中には待機児童が出ております。結局、そのバランスも考えなくてはいけないということで踏み切れないところがあります。

そういうことを考えますと、今、来年4月から国のほうでは家庭庁が設置されます。先日、家庭庁の概算要求、今度、クリスマスの時期に閣議決定に持っていかれるんですが、保育園や幼稚園に通っていない未就園児とか未園児、いろんな呼び方されてるんですが、それらへの子供支援を本格的に検討するということが出ております。それが出てくれば、やっぱり家庭保育とのバランスも見えてきますので、様々な対応が見えてくるのではないかなど、このように思っていますので、そういう動向もしっかり踏まえながら、議員御指摘についてはしっかりと、別に全然ないがしろにしてるわけじゃなくて、そのことも頭に入れながら全体的な子育て支援策を考えていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、市長が答弁された話というのは、この2回の質問の中でも出てまいりました。半分半分という、若干通ってる方のほうが数が多いんですけども。子育ての在り方については、いろいろだと思います。自らが保育をする保護者、それから、仕事の都合で保育を託す保護者との関係、この関係に対立的に見るとするのは正しくないと思います。

それは先ほど言いましたように、子ども・子育て支援法というのは、社会全体で押し上げていくということが大事な視点だと思うんです。それをやらない理由に挙げるのはひきょうだと思います。きちんと真正面から受けて、現状の、どういう実態なのかということ进行分析して、うきは市として財政はこれしかないけれど、これだけのことはできますよとかというふうに向きの検討が必要だと。そういうことを私は改めて求めたいというふうに思っています。

うきは市の市民税所得割、これで算定されている保育料です。そういう意味では、収入課税所得に対する保育料の負担額、これもさっき言った低く設定している自治体と、実を言うとかけ離れているのではないかと、そういうこともあるんです。ただ単に近隣が安いから、その線に合わせろって言ってんじゃないんです。そういう意味では、保育事業は社会福祉事業として、国・県・うきは市が児童福祉法に基づいて健全な福祉向上を図る責任者として位置づけられています。だから、地方自治体が保険料を算定できることになってるんです。

コロナ禍の中で休園もせずに、友達や保育の先生と遊べる環境、今、保育事故というか、残念な事故も最近の報道にあるように、環境をやっぱりきちんと皆さんで守っていくということが大事だと思います。ぜひ子ども・子育て支援の会議、審議会、委員の皆さんに意見を寄せてもらっ

て、改めて検討されることを求めたいと思います。いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘は受け止めさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そのことを求めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月6日は、午前9時から引き続き一般質問を行いますので、よろしくお
願い申し上げます。本日は、これで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時45分散会
